

平成28年第2回（6月）大郷町議会定例会会議録第1号

平成28年6月1日（水）

応招議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 赤間茂幸君 | 2番 | 大友三男君 |
| 3番 | 佐藤千加雄君 | 4番 | 石川壽和君 |
| 5番 | 若生寛君 | 6番 | 赤間滋君 |
| 7番 | 和賀直義君 | 8番 | 高橋重信君 |
| 9番 | 石垣正博君 | 10番 | 高橋壽一君 |
| 11番 | 石川秀雄君 | 12番 | 千葉勇治君 |
| 13番 | 吉田茂美君 | 14番 | 石川良彦君 |

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 赤間正幸君 | 副町長 | 吉田喜久夫君 |
| 教育長 | 大友正隆君 | 総務課長 | 小畑正勝君 |
| 企画財政課長 | 千葉伸吾君 | まちづくり推進課長 | 遠藤龍太郎君 |
| 税務課長 | 武藤弘子君 | 町民課長 | 鎌田光一君 |
| 保健福祉課長 | 残間俊典君 | 農政商工課長 | 伊藤長治君 |
| 地域整備課長 | 三浦光君 | 会計管理者 | 熊谷智子君 |
| 教育課長 | 浅野辰夫君 | 公民館長 | 遠藤努君 |

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第1号

平成28年6月1日（水曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議長の諸般の報告

- 日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告
日程第6 一般質問
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議長の諸般の報告
日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告
日程第6 一般質問
-

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回大郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、7番和賀直義議員及び8番高橋重信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月3日までの3日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月3日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告にかえ

させていただきます。

日程第4 委員会報告

議長（石川良彦君） 日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上です。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上、報告終わります。

議長（石川良彦君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 日程第5、町長の行政報告をいただきます。

町長（赤間正幸君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、御多用のところ、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

平成28年度がスタートしてまだ2カ月であります。町政運営が順調に執行できておりますのも町民各位、そして、議員皆様の御理解と御支援によるものでございます。この場をおかりいたしまして、改めて感謝とお礼を申し上げます。

4月14日に熊本県を震源とした大地震が発生し、その後も余震が継続して多くの尊い人命を奪い甚大な被害をもたらしました。ここで被害に遭われた方々と御家族に衷心より哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

本町といたしましては、東成田に立地した誘致企業の有限会社高木商店仙台工場の本社が熊本県宇土市でありますことから、いち早く被害状況の確認と支援の申し出を本社社長に伝えました。4月18日には仙台工場を通じて本社へ支援物資をお届けし、被災された社員の方々と市民の方々へお届けいたしました。

あわせて、役場内に募金箱を設置し、さらに予備費を充用し、熊本県宇土市に義援金50万円を寄附したところでございます。

東日本大震災から5年経過しましたが、あのときの大惨事が思い出されます。今後とも本町としてできる限り支援をし、被災された方々の復

旧・復興を念願するものでございます。

さて、平成28年度は大郷町総合計画と大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略の本格的な実行の年であります。施政方針で御説明申し上げた創生総合戦略の施策をスタートいたしました。住宅リフォーム助成事業、出産祝い金事業、すこやか子育て医療助成事業、空き家バンク事業、婚活支援助成事業、頑張る農家支援事業、これ以外の事業につきましても、随時計画どおり進めてまいります。

また、総合計画に基づいたハード事業の児童館建設事業は、入札準備中で予定どおり平成29年度開館をいたします。

継続事業の社会資本総合整備事業の町道上戸線改良、上戸橋かけかえ工事は、9月24日に上戸橋の開通式を予定いたしております。平成28年度の全工事の完工を目指しております。

さらに、町営住宅建設事業、町道山中希望の丘線改良工事などは、国庫補助額内示の範囲で進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

東北放射光施設誘致活動につきましては、4月10日にシンポジウムを文化会館で開催をしました。当日は東北大学の高田昌樹教授をお招きし、「私たちの明日を拓く放射光」と題して講演をいただき、参加された350名あまりの方々に施設誘致への関心をさらに深めていただきました。皆様方と一体となって大郷町へ誘致活動をさらに前進してまいります。

次に、交通安全活動でございます。春の交通安全運動が議員皆様参加のもとに4月6日からスタートして、期間中も積極的に交通安全活動に参加を賜り、無事故で運動期間を終えることができました。皆様に感謝と御礼を申し上げます。4月20日からは役場職員と大郷地区建設災害防止協議会、JAあさひな大郷支店の協力を得て9月14日まで街頭指導を行い、交通安全活動に努めてまいります。

毎年恒例となりました大郷夏まつりを8月6日に、秋まつりを11月6日に多くの町民各位が参加できるようそれぞれ準備を開始しておりますので、議員皆様もぜひ御期待していただきたいと思っております。

さて、今議会に提案いたします議案の概要を申し上げます。

専決処分による承認7件、繰越明許費繰越計算書の報告3件、条例の一部改正1件、各種会計補正予算3件を上程いたしております。

詳細につきましては、後刻、担当課長より説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案説明を兼ねまして行政報告といたします。よろしくお願

します。

議長（石川良彦君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第6 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番石垣正博議員。

なお、5月30日から9月30日まで、本町におけるクールビズ期間でありますので、体調に合わせて上着を脱いでいただいても結構でございます。

9番（石垣正博君） 5月の10日ちょっと過ぎたころでしょうか、教育民生常任委員会の所管事務調査が地域包括支援センターであったわけでございます。その中で、認知症というものに対してどのくらいの進みぐあい、また取り扱い、取り組みといたしますか、そういうものができているのか、体制がいろいろお話をお聞きをいたしましたところ、今、まさに緒に付いたばかりというか、初期の段階だと。

今、まさに各自治体では認知症対策として相当進んでいる自治体もあります。その中で本町はその認知症対策としてどのような取り組みを今からまさにしようとするのか、またしてきたのか、その辺を含めてきょうはお伺いしますけれども、なぜ私が急げと言うかという、2025年、今から9年、10年後でしょうか、その中で65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症に該当してくるという統計が国から出されております。

そうしますと、この間、新聞に載りましたよね。高齢化率が12番、大郷町、そして、32.6だか7だか、ちょっと忘れまして、ちょっと認知入りました。そういうことで、2,750人ですか、の高齢者が今、65歳以上の人がおいでになる。それが10年後にはどうなるんだろう。例えば3,000人としても2割ですから600の方が認知症になる可能性があるということですよね。大変なことじゃないですかね。これが一時になるんじゃない。毎年ふえていくんですよね。ですから、早く手を打たなければならないと私は申し上げております。

私の近くにこういう事例がありました。これは以前にお話を申し上げたと思います。老老介護のお二人で、1人がお母さんが病気持ちであります。そして、もう一人は、認知症が入って病気も持っておった。そのお二人は毎朝のように私の事務所のほうで歩いておりました。しかし、ある日突然、うちのお父さん、いなくなったと。まさに晩秋といえます

か、冬近くなって、そして、非常に寒い、もう暗くなってきた。4時半前後でしょうか、そんな中で飛び込んでまいりました。どうすればいいんだ。私はすぐさま、情報提供を考えました。ということは、総務課のほうに防災無線をお願いをした。そして、警察に電話をして、そして、区長さん初め、皆様方をお願いをして捜索をしました。約30分、40分になります。それでも見つからない。しかしながら、こちらにパトカーが来る間にその本人と出会って職務質問したところ、そのとおりでということパトカーで乗せられてきた。何もなかったということでありませう。

その後が大事であります、やはり地域の人たち、私の近くの方がその方を見る場合に見守るといふか、やはり注意してみる、そういう意識が出てきたように思いました。これは非常に大事なことであると思ひます。

やはりこういう事件が起きなくてもある程度、そういうことがなければならぬのが今からではないでしょうか。そして、91歳の人が列車事故で亡くなりましたよね。家族の目を抜けて、そして、列車に引かれて亡くなった。家族は損害賠償をJRから請求を受けた。あれは最高裁判所では、家族の事情等を勘案して損害賠償責任はないと、そう判断した。しかしながら、その後についているものが、それは今後、同じような事件が発生してもその限りではない。要するに課題として残ったということでしょう。そういうことといふのは非常におっかないですよ。本町だって600人、もしいたとするならば、誰かかれか、松島のほうさ行くかもしれない。または交通事故に遭うかもしれない。だから、早く手を打つべきだということ、きょうは認知症対策の強化をといふことで質問します。

認知症高齢者による列車事故で家族に損害賠償が求められる事件があった。このことは、その家族と鉄道会社だけの問題ではなく、社会全体の問題である。なぜなら、長寿社会の中で、今後、高齢化が急速に進み、同様のケースが発生することを危惧するからである。

本町においても、認知症介護は、もはや家族だけの問題ではなく町を挙げて取り組まなければならない大きな課題の一つである。本町は認知症対策としてどのような取り組みを考えているのかお伺いを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（赤間正幸君） 石垣議員さんの認知症対策の強化をといふ質問に対して答弁をさせていただきます。

認知症対策については、介護保険制度の改正により、地域支援事業の中に認知症総合支援事業として位置づけられ、平成30年4月までに取り組むこととされております。

本町においては、従来から1次予防事業として健康長寿対策事業により、認知症の予防対策を行ってきたところですが、制度改革に伴う認知症総合支援事業の体制整備として、本年度から地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症サポート医及び看護師等の専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、認知症に対する理解と知識を普及するため、従来から行っている認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、サポーター養成に努めるとともに、それぞれの状態に応じた医療、介護、福祉サービスをわかりやすくまとめた認知症ケアパスを作成し、サービス事業者への提供をしております。今後、普及・活用を図っていくこととしております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今回の町長のお話をお聞きしますと、これから進めていくんだというようなお話のようでございますが、やはり先ほど申し上げましたが、もっと早くこの辺も手がけておくべきではなかったのかなと、私はそのように思います。

きょうのあしたでその600人になるわけではないかもしれない。しかしながら、毎年、ふえていくんだよなどと、そう思えば、それはもう進んでいなければならない状態ではないでしょうか。

まずもってお伺いを申し上げます。

この大郷町の総合計画がここに載っております、計画書に載っておりますね。その中で、介護予防事業の充実とあります。その主要施策の中にこう書いてあります。「認知症など高齢者を取り巻く課題に対する町民相互の理解を深め、住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域で支え合う町民意識の醸成に努める」とあります。この醸成とはどういう意味なのか。この「じょう」は「醸造の醸」であります。それに「成る」と書いてあります。

例えば認知症の方、高齢者の方、その家族の方々を社会、または町全体で支える体制を町民自身がみずからつくり上げていこうとする、そういうのを待っているということなのかどうか、その辺をお聞き申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。醸成という意味、そのもの直訳しますと、徐々に育てていくというような意味になると思いますけれども、認知症に関しまして、今後、認知症の総合支援事業を推進していくわけでございますけれども、その中であって認知症サポーターの養成などによりまして認知症に対する理解を深めるとともに、地域における互助共助の意識を今後、育てていくことであるのかなという感じで理解してございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博君。

9 番（石垣正博君） 私は、この文言にけちつけるつもりはありません。しかしながら、町として本当にやる気があるのだろうか、この文面はとふっと思いました。なぜならば、待ったなしに来る認知症、また高齢者の介護そのものが、醸成に努める、時間をかけて、そういう文言じゃないのかと、そのように思いました。果たしてそれでいいのか。私は、早目に手を打っていくと先ほどから申し上げておりました。もっと早くそれを手がけるということ、それは町長、いかがでしょうか。その辺、どのようにお考えですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほどの答弁の中にありました、その認知症に対する1次予防事業としては、既に健康長寿寿命対策事業として認知症の予防事業を行っておりました。そうした中で介護保険制度の見直しに伴って認知症に対する支援等々、包括支援センターをお願いして今、対応しているということでございますので、決しておこなっているわけではございません。制度改正に伴って新たにスタートをしたということでございますので、御理解をいただければと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 今、地域包括支援センターをお願いをしてその対策を練っていると、それじゃ町はどうなのかという疑問が生じるわけですが、認知症の地域支援推進員ですか、この方を先ほど認定をしてとか養成をするという話があったようでございますが、その中で3月の定例議会だったと思いますが、特別職の費用弁償、報酬の一部改正がありました。認知症初期集中支援チーム検討委員会、答弁を見ますと、認知症初期集中支援チーム、これはチームがあるのかどうかわかりませんが、検討委員会というものが、これはこれまでにあったのかどうか。もしないと新しく出るとするならば、その委員会というのは、どのような目的、趣旨

で、そしてまた、そのメンバーというのはどういう手段で選ばれたのか、その辺をお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） この辺については、過般の議会で内容等については説明をしております。そうした中で、メンバー等については課長のほうから再度質問に対してメンバー等々について説明しますので、再度、御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。この認知症対策総合支援事業につきまして実施要綱を定めてございます。その中にありまして、地域推進員の設置なり、支援チームの設置がございまして、その中の1項目として認知症初期集中支援チームの検討委員会を設置するというようなものになってございます。この支援チームの検討委員会につきましては、集中支援チームが行う業務の評価を行いまして、公正、中立な運営の確保を目指すというための検討するための委員会となっております。

事務の内容としましては、支援チームの活動状況に関する事項、また地域の関係機関や団体との連絡調整に関する事、それから認知症施策の実施状況に関する事項、その他というようなことになってございます。

組織につきましては、現在はまだ設置はされてございません。今年度に入りまして地域推進員並びに支援チームをそれぞれ設置しまして、現在、本来の活動に向けた打ち合わせを実施しているという段階でございまして、この活動が実際に始まることの前に委員会を設置しまして検討をさせていただきたいと考えてございます。

組織のメンバーにつきましては、1号から4号までございまして、1号としまして医師、保健師、または看護師、2号としまして介護支援専門員、3号としまして医療、保健、または福祉に関し学識経験のある者、4号としましてその他町長が必要と認めるものでございまして、12人以内で組織するというようなことになってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今、まさにやろうとしているということで、その会議等についてあまりちょっとわからなかったんですけども、その支援チームというのは、要するに認知症に対していろいろな話し合いをして、果たしてその後、どのようなことをしていくのかというのがその辺がちょっとわからないんですが、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。支援チームにつきましては、チームの内容としますと、医師が1名、認知症のサポート医、これは国から指定を受けた医師でございます。それに看護師または保健師等の技術職で支援チームの研修というものを受講された者が2名、3名の体制のチームという形で定義されております。

本町におきましては、この近隣で昨年度、県の指定で認知症疾患医療センターというものが県内で6カ所、指定されております。その中にありまして、この近辺ですと、坂クリニックが指定されてございます。本町につきましては、このクリニックのほうに支援チームのほうを委託しまして今年度から活動に向けているというような内容でございます。

支援チームの業務としましては、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による診断を踏まえまして観察並びに評価を行って、本人や家族などの支援、初期の支援をおおむね6カ月間、集中的に行っていただきます。ということで、その中で自立生活へのサポートをしていただくというような内容の業務になってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今、課長のほうから言われました、最後のほうにお話しありました自立をしていくということ、これは非常に大事だと思いますね。認知症になる、判断される、判定されると、例えば介護施設になるのか、それとも障害福祉のほうに進むのか、このどちらかを分けなければならない。そうすると、65歳以上の認知症の方は、その介護のほうに分けられる、施設のほうに入ると、そういうようなことがありますが、今言われたとおり、認知症の方は、やはり自立をするんだということであれば、やはりそちらのほうに何とかシフトできるような、そういう活動が大事なかと私は思います。

そんな中で平成30年4月までに認知症地域支援推進員ですか、その設置を各自治体に厚生労働省では置きなさい、配置をしなさいというような通達が流れたと思います。先般、この社協の中で地域包括支援センターに1名を増員をして、そしてその充実を図ってその中から認知症地域支援推進員を置くんだということだと思いますけれども、私は、果たして認知症の地域支援推進員が1名ということ、これから相当の人数でこの認知症がふえる中で、その1名で足りるのか、システムづくり、組織はどうするのか、そういうことも含めて私はちょっと疑問に思ったんですが、その辺をお聞かせ願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。認知症の地域支援推進員につきましては、昨年度、本町で3名、町の職員が1名、包括支援センターの職員が2名、合わせて3名、研修を受講してございます。今年度につきましても包括支援センターのほうから2名の方が受講していただく予定になってございます。推進員として担当としては1名、2名の方になるとは思いますけれども、資格者としましては、包括支援センターには4名の資格者が配置されると。町のほうにも1名配置されるということで、町と包括支援センター、それぞれ連携をとりながら業務を行っていくことが可能であろうという形で考えております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 大変わかりました。1名ではありませんと。数人、そうやって養成をしていくんだということ、これは非常に大事なことだと思います。ぜひ多くの方を推進してほしいなど、このように思います。

この4月の広報に、認知症地域支援推進員を配置しますというお知らせがありました。これは4月の広報であります。その中を見ますと、認知症に関する相談をお聞きしますというふうに載っております。そして、4つの項目が載っておるようですが、その認知症地域支援推進員の主な役割というのはどういうものなのか、これは非常に私は大事なことなのかなと、そのように思うからお聞きをいたしたいと思います。

それと同時に、先ほど常任委員会の教育民生の中でありましたけれども、地域包括支援センターは、ことしで11年目を迎えます。そういうことがありました、研修でね。そして、その11年目を迎えますが、町民の意識というか、包括センターに対する知名度というか、そういうものが非常に低いよという話をお聞きしました。常任委員会の報告にもありましたけれども、やはりこういうようないい制度があるんだから、認知症のそういう推進員というそれがあるんだから、私はこういうのを周知を図る、町民の皆さんに。今、まさに防災無線等で流していますよね。ああいうようなことをして、こういうことをやっておりますよということを防災無線で流す、そういうことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。まず、地域支援推進員の仕事の内容ということでございますけれども、実際地域の実態を把握するという意味での相談支援と認知症施策の企画調整及び支援チームとの連

携や関係機関との総合的な連絡調整の役割を果たすということでございまして、今年度から行っていきます総合事業の中での位置づけとしましては、一応中心になる位置におりまして、関係機関との調整なり、その辺の業務を行っていただくというようなことになると考えてございます。

それから地域包括支援センターの周知の関係でございすけれども、確かに高齢者福祉計画の中にあつたかと思ひますけれども、実際に介護認定なり介護の支援を受けている方の認知度は大変高いと。ただ、一般の方、それ以外の方の認知度は確かに低いというようなアンケート結果だつたと記憶しております。

そういうことから、今後、いろいろ周知の方法、あると思ひますけれども、実際は相談を受けて包括支援センターのほうを紹介したり、直接わかる方は包括支援センターにという紹介があると思ひますけれども、例えばこういう場合、どこに紹介したらいいかというような内容の周知につきましても、今後、手だてを考えていきたいと思ひます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今、課長のほうからお話がありました。この認知症の制度というのは、確かに新しいかもしれませんが、しかし、認知症というのは、もう既に前からあつたことですよ。そして、新聞等でよくお知らせがあつたわけなんです。そんな中で危機意識を持つということ、これも非常に大事かと思ひます。

この町の認知症事業においては、地域包括支援センター、これは先ほど町長の話でありましたけれども、認知症の地域包括センターにお任せするような、そのような言葉が出ましたけれども、果たしてそれでいいのかなということ。私は、大変これは大事な仕事であると思ひますね。ただ、そんなことでただそういうチームに任せるということではなく、私は町として事業を主導的に運営していくべきだろうと、そのように思ひますね。ただ単に、地域包括センターをつくつたからそれに委託する。これまで町の事業を見ていると、委託したからもうそれで終わり、そこに任せっきり、フォローはどうするんだ、町ではどうするんだ、何か事が起きて町ではそんなことがあつたのと、それではどうにもなりません。そういうことで、私は町が主導でやるべきだと思ひますが、町長はいかがお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） 石垣議員、私の答弁を誤解しているようであります。認

知症の初期の集中支援チームを設置すると。それは認知症サポート医、さらに看護師等の専門職によって、できるだけ初期のうちにチームを編成して対応すると。そうした中で相談体制をしっかりと充実するということでありまして、やはり認知症になってからでは遅いわけでありまして。そうした中で、なる前にいかに我々、後期高齢介護保険制度の介護の対象になった人間がいかに元気で、そして、健康寿命を長くするかであります。

そうした中で、それぞれ個々の方々がそれぞれの地域の催し物なり、あるいはスポーツ大会なり、社会参加を積極的にしながら、そうした中で認知症の抑止力にまずもって町としてさまざまな指導體制をとりながら、そして、認知症になった方々をしっかりと保健・医療・福祉が一体となった包括支援として包括的に対処していくということでございますので、いずれにいたしましても、認知症に対して本当に夜、夜中、徘徊したり、どのような状態になるかわからないわけですので、町としてもしっかりとした対応をしながら、さらに町民の方々に認知症のサポーターの養成を受講していただきまして、そうした中で地域全体として、町全体として対処していくような体制をしっかりとってまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 確かにそれはお願いをしたいと思います。

そんなことで、今、町長のほうから話、出ましたけれども、町全体で支えていくということでしたよね。そんなことであれば、私は、あれはいつだったか、4月の下旬、保健福祉課にお話ししてサポーター養成講座、今、町長から話が出ましたけれども、この講座を2月に開いているんです。2月号に載ったんですが、このサポーターの養成講座は今後、ありますかと保健福祉課にお聞きをしましたら、今のところ、計画はしておりません、しておりませんですよ。しかしながら、役場の新人職員とかそういう方々に対して養成講座を開催する予定があります、それが5月26日ですと。それじゃ、私、それを受けますからということでお話ししたら、全員協議会で3名の方がそれに追加したということですが、やはりこういうことは非常に大事なサポーター養成講座であると思います。私は非常に感心をいたしました。

このサポーター養成講座は、認知症、または認知症の家族を温かく見守るといふ、そういう講座ですよ。こういうことは、やっぱり受けておかなければならない。本町の27年の3月31日のサポーター数は147名

と載っております、あるところに。そして、もう既にそれはふえているかと思いますが、県では、29年度まで13万8,000人をこのサポーターの養成をするということになっております。

そこで、私は、まずもってこの役場から、今、町長、お話ししました、町全体というふうに話ししてはいますけれども、私は役場から全員、町長初め、新人職員、全員、このサポーター養成講座を私は受けるべきではないかと思いますが、いかがですか、町長。

議長（石川良彦君） 今日までの経過等を含んで町長。

町長（赤間正幸君） 新人職員等はもう既に実施をいたしておきまして、しっかりと職員として万全の体制をとっております。私は残念ながらまだ時間とれませんので受けておりませんが、認知症になる前に養成を受けたいなと思っております、サポーターとして今後、対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。サポーター養成講座受けた方々の今までの内容というか、受講者、どういう人たちを対象にやっていたかということをお願いします。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。まず、先ほどの登録者数なんです、正式には3月末時点で211名の方、本町で登録してございます。5月に27名の方、それに追加で講座を受けていただきましたので238名、5月末現在での登録者数ということになっております。

町の職員の関係につきましては、町の職員研修の一環として過去に4回、午前、午後という形で4回実施しておきまして、それに今年度、5月に1回という形で実施させていただいております。

それから、そのほか、社会福祉協議会が中心になりまして認知症対策の講座ということを年に1回程度、やっております。ただ、これにつきましては、一応キャラバンメイトという講師の資格のある方はお願いしているものの、内容的にまだサポーターの資格までは取れないというような若干簡単な内容になっておりますけれども、これも年に数十人ずつ受講はさせていただいております。対象が老人クラブの皆さんというようなことでございます。

そのほか、これまで一般の方を対象とした講座等も何回か開催してございます。今後も事務局は基本的に保健福祉課のほうにございます。保健福祉課のほうにもキャラバンメイトおきまして、その方が中心になりまして各申し込みがあった場合の調整とか、その辺はさせていただいております。

今後の講座につきましては、十分関係団体、いろんな団体ございますけれども、その辺の周知を図りまして開設していただくような形に持っていきたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 私は非常にためになりました。あの役場におばあさんが来て健康保険証をなくしたと何回も来るし、新人職員が対応に困って上司の方に、あの方は何度も来るから何とかして帰ってもらいなさいと、大変なことですよ。やはり本人が困ること、そしてまた、家族も恥をかかないような、やはり町の対応というのが私は必要だなと、そのように思うから言うわけでございます。

まず、認知症の人が生活するに際して、いつ、どこでどのような介護・医療というものを受けられるのか、そして、その関係機関はどうか、先ほど坂病院という話があった。それから、サブ的に黒川病院だよと、これは研修でわかりました。

しかしながら、この研修を受ける以外の人はどこで調べるのでしょうか。先ほど課長から話がありましたよね、認知症地域支援推進員、これをどうやって周知をさせるんだということ。私は、こういうようなことはそういう機関名、またそういうようなことというのはガイドブック的なもの、例えば私のところにも配布になりましたが、国民生活センターでしたか、要するに何だかの豆知識とか、こういう冊子をもらいました。あれは非常に助かりますよね。災害から病気から何から全て書いてある。ああいうようなものを、やはり各家庭にそういうようなガイドブックを渡しておくべきだろうと。みんなが見てすぐわかるような、そういうことも一つの認知症対策として必要だろうと私は思いますが、いかがでございましょうか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。まず、ガイドブックのような内容のものにつきましては、町長の答弁の中にございました認知症ケアパスというものを町のほうで作成してございます。この内容につきましては、認知症の人と家族、地域、医療、介護の人々が目標を共有し、連携するためのケアの流れ、いわゆる道筋を示すものとして作成したものでございます。基本的に現在のところ、配布先につきましては、包括支援センターを初め、社会福祉協議会なり、医療機関、サービス事業者等、いわゆる相談業務を行っていただいているような部署に配布してございます。活用を図っていただくというようなものにしてございます。

また、そのほかにつきましては、昨年の12月から町のホームページにも掲載して公表はしてございます。ただ、あくまで考え方としましては、認知症につきましては、先ほども言いましたとおり、判断が大変難しいということもございますので、自己判断することなくかかりつけ医や地域包括支援センター等へ相談していただいてアドバイスをいただく。その際の資料としてこのケアパスを使っていただけるということが大事なんじゃないかなと考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今のケアパスというのは私もわからないんですけども、やはりそういう認知症と判定された人、またはそれをもらった人、これは町全体、私が先ほども申し上げました、町の町民の皆さんが支え合っていく、そういうシステムをつくるんだとしたら、それを全員に渡すべきではないかと思いますが、それはどうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） 現在、ホームページでは公表はしてはいますが、内容的にかなり細かい内容になってございます。見てわかる方と理解できない方もいらっしゃると思います。この辺につきましては、簡易などなたでもわかりやすいようなケアパスの作成に向けて現在、内部では検討しているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長、ケアパスの内容を詳しく説明してやってください。どういう中身になっているか。

保健福祉課長（残間俊典君） 内容的には、ここに原本ございますが、認知症についての説明と簡易なチェックシートとか一覧表ありますけれども、その辺の見方、それから各種サービスの内容、1次予防とか2次予防とか、そのほかの認知症に関するこのような相談施設や介護施設、それからデイサービスとか、それから介護予防のための老人クラブがありますよとか、そういう内容のいろいろな実際、これを個人の方が見て私ほどれに行けばいいんだというようなものについての判断は、あくまで相談をしていただいて、その中で指導していただけるのがいいのかなと考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） すみません。私、勉強不足でございました。あれがあったというのは読んでも見てもおりません。大変申しわけございません。

しかしながら、今、保健福祉課長からお話があったとおり、みんなが誰が見てもわかるような、そういうガイドブックでなければ、何の役に

も立たないと私は思います。今、それをまさにやろうとしているんでしょうけれども、しっかりとその辺は町民の皆さんが見て、ここに行けばいいんだな、またはここで相談すればいいんだな、そういうことがわかるような簡単明瞭なものでいいんじゃないでしょうか。そういうものが私は必要だと思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、この認知症で徘徊する人が発生した。行方不明となりました。情報提供が非常に大事ですよ。なぜならば、一時を争う。先ほどお話を申し上げました。寒い、薄着で出た。どこに行ったかわからない。その際、どこにどうやって連絡をとるのか、どこに依頼すればいいのか。スムーズにそれがやれるようでないと大変ですよ。役場全体の取り組み、例えば保健福祉課に連絡が行ったら役場全体で把握するような、そういう体制づくりも私は必要だと思いますし、それから防災無線の取り扱い、その取り扱いについて、これは以前にまたはお話しした記憶がちょっとあるんですけども、ちょっと忘れまして。お聞かせしてほしいんですが、防災無線をすぐに我々が言った場合に使えないのかどうか。こういう事例だったんです。私がああの事件があつてすぐ防災無線を流してください、情報提供でということでお話ししたら、警察からそのことがなければ流せないということがありました。果たしてこのことはその防災無線の取り扱い規程にあるのかどうか、または条例にあるのかどうか、上位法にあるのか、その辺をもう一度お聞かせしたいということと、それにあのとときに役場の職員は誰も来なかった、現場にですよ。行方不明者が出たんですよ。誰も来ないの。そして、私が防災無線で流してくれと言ったってだめなの。責任を逃れていないですか。瞬時を争うんでしょう。寒いときに夜、夜中に。どっちに行ったかわからない、凍死ですよ。例えばそこで溺れている人がいて、警察から指示がなければできません。そんなことってあり得ないですよ。誰かが助けるんじゃないですか。私はそういう法律はないと思いますんですが、現場に来ることが大事だと思っているんです、役場の職員が。そういう教育を町長、なさっているんですか。私はそこが聞きたい。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） そのことについては、直接認知症対策とは別なんです、防災無線の使い方については、過般も議論をして使い方の要綱、内容については示したということでもありますので、ただ、認知症で不明者が出た場合の対応ということに限って、防災無線の使い方について、詳細については後から総務課に行つて確認をしていただければと思いますので、

町長、その辺の考え方、よろしくをお願いします。

町長（赤間正幸君） 職員の対応が悪かったということでありませけれども、大変私の指導力不足でおわびしなくてはならないなと思っております。

まず、徘徊等々で行方不明者が発生したと。まずもって110番、そしてまた119番、さらには町直接でもいいわけですがけれども、そうした中で、警察とともに行政と一体となった対処をするのが私は一番かなと思っております。まず役場の職員がいれば、いち早く現場に駆けつけるわけでありませけれども、たまたまその日は土曜日だったのか、あるいは夜だったのかわかりませけれども、その辺の対応に対してはおわびをいたしたいと思っております。いずれにいたしましても、そのような不明者が出た場合は、当然、町だけで対応するわけにはいませないので、110番という警察と一体となった捜査をしなければならぬと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

議長（石川良彦君） ここで10分間、休憩とさせていただきます。

午 前 1 1 時 0 3 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 2 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 最後に、先ほど町長のほうから役場の職員、なぜ来ないんだと。この認知症対策というものに対して以前にもいろいろとお話があった。その中でこうします、検討します、いろいろありましたけれども、先ほどの、これは防災無線、関係ないと言われればそのとおりなんです、やはり流していい、または流してだめだという、そういう各家族にはいろいろあると思っておりますけれども、そういうようなことをしっかりと把握を町でできるような、そういうシステムづくりとか、体制づくり、やはり町では早くつくっておくべきではないかと思っております、以前にそういう検討するという町長のお話があったかのようにお聞きをしますけれども、その辺、いかがなんでしょうか、町長。

議長（石川良彦君） 石垣議員、例えば今の質問ですが、確認しますけれども、防災無線が使える、使えない、不明者が出た場合に使える、使えないの単純な質問なのか、認知症で不明になった方の場合に報告を受けた場合に、家族を得た場合とか、得た場合には連絡できる、そうしたシステム、体制をつくるべきであるということ、過去には一般質問あるいは委員会報告の中にもそういった不明者が出た場合の支援、救出のネットワークシステムを構築すべきだということの提案もあったし、それに対しては

町長というか、過去には答弁はしているんです。保健福祉課長か町長から一般質問等においてもそういうネットワークの必要性は認める。ただ現在、今、それは構築されていないということなんですが、だから、例えば不明者が出るというのは、高齢者抱えている、認知症予備軍を含んでの人たちが登録している場合は防災無線流していいかどうかとか、そういった部分も含めて総務課としての見解をお願いします。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。この案件につきましては、私も違う課にいたときから聞いておりましたので、4月早々、その内容をまとめたものを取り扱い要綱なるものをつくる準備をしております、ただいま御質問のあった件についても、まず現場を我々が見て判断して警察当局と消防と協議の上、判断していかなければならないと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） やっぱりそうですね、現場主義といいますか、現場は非常に私は大事だと思います。そういったことがあったらば、やはり現場に駆けつけてどういう状況なのか、それをしっかりと把握すべきだと私は思います。今の総務課長、ぜひ早くその辺も構築しておいてください。そういうことです。

それと、この間のスライドを見せていただいたときに、最後のほうに小学校または中学校か、小学校の生徒かな、その中でこういうスライドがありました。子供たちが2人いて座っていた。そこに向こうのほうからおばあさんが来て子供が話しかけた。おばあさん、これからどこに行くんですかと話しかけたら、そのおばあさんは、これからうちに帰るところなの。しかしながら、逆方向であったと子供たちは気づいた。そして、おばあさん、それじゃ私たちも帰るから一緒に帰ろうと、そういう場面、非常にこの辺は大事なことかなと思います。要するに子供たちにしっかりと認知症の学ぶべきこと、またはつき合い方というんですか、そういうことをしっかりと子供たちにも教えておくべきだろう。その辺、教育長、どうなんでしょうか。私は必要ではないかと思いますが、町全体で支えるという観点からお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） 答弁いたします。やはり御指摘のように、痴呆症、認知症、そういったものに対する正しい理解がまず大事だろうと、こう思っています。かつてハンセン病とか、あるいはA肝、B肝といったものに対する差別意識を持つような指導になったんではかえって逆効果でござ

ざいまして、教員による正しい、まさに正しい認知症の指導と、こういったものが肝要かと思えます。

また、有名なことわざに、「子供叱るな、来る道じゃ。年寄り笑うな、行く道じゃ」という言葉がございますが、これは日本人が長い体験を通して語り継いできた、今、この認知症問題でも当てはまる尊い知恵だと思います。こうした日本人の優しい心、思いやりの心を語り継ぐ、あるいは道德教育、あるいは人権教育もあわせて、先ほど町長答弁にありました認知症ケアパス、あるいはキャラバンメイトとかサポーターさん、そういった皆さん方に学校に入っていて、現在、人権教育を行っておりますのでそういったような形で教育を行って、決してお年寄りを指差してあれは認知症だとか、そんなような悪口を言うような子供たちでなく、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、子供たちが優しく対応できる、そういう町の子供に育ててまいりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） すみません。ちょっと聞き逃したんですが、教育長、そういうのは出前というか、そういうようなものをやるということですか。

議長（石川良彦君） 再度、教育長。

教育長（大友正隆君） 教育委員会と保健福祉課のタイアップによりまして、次年度以降あたりから人権教育とのかかわりなどとあわせまして出前講座みたいなことをしていただくつもりでおります。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） ぜひお願いを申し上げたいと思います。やはり町民全体の意識向上ということ、これが非常に大事だと思います。この意識が向上していけば、その次は、やはり組織といいますか、そういうものをもってより強固にしていくということだと思います。ある程度上がれば、レベルが。そういうことで、各自治体ではいろいろなことをやっておるようでございます。例えば大河原町の長寿見守り隊、またその隣の大崎市の痴呆症地域支援推進委員というものを委託して、要するに町等の調整役を果たす、その委員もつくっておるようであります。そういうようなことは非常に私は大事だと思いますので、その辺も保健福祉課長のほうにもお願いをしてその辺の検討、これをよろしくお願いしたいと思えます。

その中で、やはり認知症になると非常に困った、身寄りのない人がその認知症になった場合なんかは非常に困りますよね。そんな場合には後

見というのが出てくると思います。要するに成年後見人ですよ。その成年後見人を誰が申し立てるのか、身寄りがない痴呆症にかかっている。じゃ、誰がするんだ。これは首長申し立てがありますよね。この首長申し立てというのは、本町においてこれまで実例があるのかどうか、その内容はどうか。私が言いたいのは、要するに専門職、弁護士とか、または専門の方に頼むとお金がかかる。だから、一般の後見人を養成しておくべきだろうと。そういうことで市民後見人制度ということ、これを養成をすべきだろうと、そのように私は思いますが、町長、いかがでしょうか。こういうような養成というのは考えられませんか。

それと、先ほどの首長申し立てについての実績をお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 身寄りのない方については、私の責任において私がしっかりと対処することになっております。詳細については総務課長のほうから答弁させます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） ここは議場でございますので個人情報に関する案件でございますので、何件とか、そういうものはお答えできませんので、御了承願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 個人情報というのは、名前とか住所とか電話番号とか、そういうものを言うんではないんですか。今、私が言っているのは、どういうことでそういうことがあったのかどうか、またはないのか、ないならいいんです。そういう市民後見人なんか養成しておるべきだろうと。それを私は話しているんです。

議長（石川良彦君） そういう内容までいくと、大体出てくるんで、そこは別として。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほどありましたと言いました。そうした中で、私の名前ですっきりと責任を持って対処しているということでございますので、御理解いただきたいと思います。（「一般後見人の養成」の声あり）

議長（石川良彦君） 後見人制度の考え方ですか。（「はい」の声あり）保健福祉課長ですね、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。成年後見人制度というのは、従来の制度から平成12年にできまして、介護保険と同時ぐらいに発生した制度でございます。その中にありまして、市民後見人、ちょっと27年度の実績、全国のデータ、ちょっと見てみたんですけれども、市民後見

人が選任されている事例というのは全国で0.6%程度でございます。本町の状況を見ましても、先ほど町長からあったように1件、実績があったようでございますけれども、それ以外につきましても、ほとんどの方は親族の方なり弁護士なり、そのような権限をお持ちの方が裁判所から選任されているというような状況でございます。

そういう状況にありまして、本町といたしましては、市民後見人の養成、現時点ではまだそこまで需要がないんじゃないかという形では考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今、課長からよく調べられているようですけれども、やはりこういうようなことも需要が出ないんじゃないだろうではなく、やはり用意をしておかなきゃない、準備しておかなきゃない。いつ何が起きてもそういうような人がいなければならない。ですから、私は地域包括支援センターとか、または社協、または保健福祉課でもいい、そのようなことに養成をしておくということ、これは非常に私は大事ではないかと、そのように思います。そして、町では支援してくれと。例えば一般の後見人ですと、いろいろな通信教育あったり、またいろいろなことをして家庭裁判所に登録するんだと思いますけれども、そういうことをしっかりとサポートしておくのが町ではないですか、行政ではないですか。やはり私はそこはしっかりしてほしいと思います。

それと、最後になりますが、やはりこれまでは認知症の方々のサポートをするということ、ならば本人はどうなんだろうかと考えますと、本人でも治る、または治らない、そういうのは非常に治る時期もあるんだそうです。または薬によって。（「石垣議員、時間であります」の声あり）そういうことで、私は本人のコミュニケーションを図る場所の提供とか、そういうのも私は考えてほしいと思います。

最後に町長の所見を聞いて終わります。

議長（石川良彦君） 時間オーバーでありますので、以上で石垣正博議員の一般質問を終わります。

次に、8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 8番高橋重信、通告に従いまして一般質問を行います。

最近、税収が上がり個人的な負担が増すばかりの中で、今、執行されている案件が納得できるものか、納得できない部分が一部あるのじゃないかと、そんな観点から一般質問を行います。

1番、住民バス事業の現状は。住民バス事業が平成27年4年、(株)お

おさと地域振興公社から有限会社アスカ観光バスへ委託先が移行されて1年が経過しました。移行時には、人件費、車両整備等の理由により前年より約500万円の増額予算で委託されました。安心・安全な住民バスの運行という所期の目標は達成されているのか。

2番目、集中している土取り場災害対策は大丈夫か。川内・東成田地区において、集中的に土取り場となり開発が進んでいるが、集中豪雨時の対策マニュアル化はされているのか所見をお伺いします。

3番、山中希望の丘線の住民に対する説明会はどうなっているのか。山中希望の丘線の住民に対する説明会はどうなったのか説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 高橋重信議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

住民バス事業の現状に答弁をさせていただきます。住民バスについては、町民の皆様安心して利用していただけるよう指定管理者と定期的に協議の場を持つなど適正な指導に努めておるところであります。利用者の皆様からはいろいろな意見等をいただいているところではありますが、町内唯一の公共交通機関として安心・安全な運行が行われているものと考えております。今後ともサービス向上に努め、皆様方から愛される住民バスとなるよう取り組んでまいります。

2番目の質問に答弁をさせていただきます。議員の御質問にありますとおり、町内では現在、20カ所、約234ヘクタールにわたり土砂採取が行われております。集中豪雨時の土砂災害防止対策といたしましては、大郷町地域防災計画の風水害に強いまちづくりの項において、防災パトロール等の町が対応すべき対策についてマニュアルとして定めているところでございます。

また、土砂採取地につきましては、排水路や災害防止施設の点検、危険箇所の改善について巡回指導を行っており、今後とも災害防止に向け適切に対応してまいります。

3番目の質問に答弁をさせていただきます。山中希望の丘線道路新設工事の住民に対する説明会につきましては、3月の定例会でも御答弁をさせていただいておりますが、去る4月26日、長崎生活センターにおいて中村・長崎地区の地権者の方々、そして、中村・長崎区の区長様同席の上、説明会を開催をいたしております。

説明会においては、道路詳細設計により作成した内容を提示し、道路の構造、有効性や今後の事業計画等について説明をいたしております。

このことにより、本事業について地権者等の合意形成を得たと判断を

いたしております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今、答弁をいただきまして、スムーズに住民バス運行がされているのかなと考えるわけなんです。ただ、大郷町コミュニティバス、またBGのバスが住民バスとして使用されているという話がされてきて、これは事故を起こしたバスの代車的な部分にもあって使用しているのか、この辺の見解を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。ただいまお話しあったとおりでございます。先日の住民バスの事故に伴いまして、その代替車両として常時使っているような状態となっております。以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 町のマイクロバス管理要綱の中に、第1条、要は大郷町教育委員会の中でこのマイクロバス使用管理の規程がありまして、これは以前に子供たちの利用があって何とか使えないのかなと。ところが、用途がそういう形ではできませんという答弁があったかなと思うんですが、これは民間事業主に町のバスをそういう形で利用していいものかどうか、町長の所見をお伺いします。

議長（石川良彦君） これは企画担当から答えをもらったほうが確実だと思います。

答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。当該車両につきましては、本来の目的、そういうところがございますけれども、住民バスの車両として運輸局のほうに届け出をしております。その関係で使用しているという感じでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 次に、この民間事業、アスカ観光バスですか、運行管理者は今現在、以前はまだされていないと。ただ、そういう運行管理者を配置しますという話がありましたが、この辺の答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。運行管理者につきましては、運行当初より選任されてございます。（「選任じゃなく、今いるのか」の声あり）

お答えいたします。現在ももちろん、選任されてございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 私のところにこの運行管理者が、要はドライバーとして常務しているという話も聞くんですが、この辺の確認をしたいんですが、答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。運行管理者自体はバスの運行はいたしていないというふうに認識しております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 次に、3月の議会の中でドライブレコーダーを設置するように指導したらどうかと。この時点では、個人的なプライバシーの問題があるということなんですが、その後は、これはどういうふうに検討を重ねたのか、その辺を答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。ドライブレコーダーの件につきましては、今回の補正予算の中で補正予算として計上いたしております。後ほどその辺、計上を御説明させていただく予定でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） その答弁を聞きまして安心いたしました。今、ドライブレコーダー、要は28年1月15日、軽井沢スキー場でバスの横転事故があった。これをきっかけに3月29日に国土交通省でそういうバスの事業者には、今後、徹底して取りつけていただきたいと。また、このドライブレコーダーを取りつけることによってドライバー、乗務員、運転者が安全な運転ができる、いろいろなものを考えなきゃいけないという観点から、やっぱり大郷の住民バスがぜひともやってほしいと。早急な取り組みをするようにお願いします。

次に、先日、愛宕バス停から乗車しようとした方がそのバスに乗れなかったと。要は乗車拒否しているのかなと思われるような、そういう話もあったんですが、この辺の話は聞いているのか。（「どっち側方面に向いていたときのやつですか」の声あり）ああ、そこまでは申しわけなかったんですが聞かなかったんですが、間違いなくそういう連絡があったのかどうか。

議長（石川良彦君） 報告あるかどうか、企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。その愛宕バス停の件については、当方では把握してございません。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 以前、住民バス、要は公社時代から震災後あたりからで

すか、要はいろんなクレームがあって、町にも、あるいは公社にも、また議会への議員にもいろんな形で改善を要求したにもかかわらず、全然改善されていないと。曖昧な対応をしたがために民間に行ったのかなと。この民間が、町長は人件費から何から上がる、なぜそういうふうになるんだという中で、いや、しっかりした対応をしていただくと。その中でこういうことが変わって1年の中で何度も、また3月の一般質問の中でも出ているんですが、町では聞いていないと。実際に利用者がそういう形で出ているんですと。これはどうしたら改善になるのか。町の取り組みが甘いのかなと思うんですが、その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 高橋議員、御存じのとおり、公社時代、高橋議員がかなりの住民バスに対する御指摘と毎回毎回、議会のたびに御指摘をいただきました。そうした中でその都度、公社あるいはまたそれぞれの運行管理者等に伝えたわけではありますが、ほとんど改善されなかったと。そうした中で民間の委託となりました。そうした中で以前よりかなり改善はされてきたなど、こう思っているところであり、住民の方々が安心して今乗っている姿を見て、けさも交通安全で街頭に立っていたわけでありますけれども、安心して乗っている姿を見てほっとしたわけでありますけれども、今後、ドライブレコーダー等々、設置することによって乗車の方々の態度、あるいはまた運転士の態度なり、あるいはまた周辺、外の対応等々がしっかりと把握できますので、そうした中でさらなる万全を期して住民の方々が安心して乗ることができるような体制をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今、町から公社時代の住民バスの車庫、それから町のバス、高額な税金を投入してアスカ観光バスに指定管理者として委託しているわけなんです、この使い方に町民の方が、なぜ民間事業主に渡したのに大郷町と名前の入ったマイカルのバスを貸し与えなきゃいけないのかと、そういう声がよくされるわけなんです、考えてみると、スクールバス、これは一般競争の中で入札制度の中で走らせているわけなんです、委託しているわけなんです、なぜ住民バスだけ指定管理者制度にしなきゃいけなかったのか。そのために高額な、あるいは町で整備から保険から何から全部その分も加味して高額な金額を出さなきゃいけなかったのか。これは民間事業主に一般のスクールバスと一緒に形で今後はやるべきかなと思うんですが、この辺の見解、所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 過去の部分については、何回も質疑、答弁あったわけですが、今後の考え方についてだけ答弁をいただきたいと思います。

答弁求めます。町長。

町長（赤間正幸君） 住民バスの委託、今、議長、おっしゃいましたように、しっかりと議会の皆様方に何で現状の場所を運行しているかということはお示しをして、御理解をいただいて町が事業主として委託をしているわけでありまして。今後、バスがまだまだどのような、かなりの距離数乗っていると思いますけれども、いずれにいたしましても、バスが走れなくなれば、当然、業者の皆様方の持っている車を利用して今後、委託しなくてはならないのかなと思っているわけでありましてけれども、まだまだ町の公用車として十分運行可能でございますのでまだこのまま継続してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） ちょっと質問の形が悪かったのかと思うんですが、要は今でもってクレームもあると、また町の持ち出しが高額だと。じゃ、一般の競争にしたらどうかと。それで指定管理者制度、どういうものか、ほかの近隣町村ではそんなこと、やっていないんですよ、どこも。大郷だけが高額な金を出してやっているわけなんですよ。それで、この指定管理者制度というのはどういうものか。指定管理者制度は、当然、皆さん、御存じなんですけれども、改めてちょっと述べますけれども、公の管理、運営を株式会社を初めとした営利企業、財団、NPO法人、市民グループ等の他の団体に包括的に代行させることができると。住民バスオンリー、それだけのものでも指定管理者するべきではないと。今まで町でやっていた事業を、経費がかかるからと指定管理者制度というのは小泉内閣時代に出たものかなと思うんですが、それでできるだけ経費を削減した中でやっていこうと、それがねらいかなと思うんですが、この辺の見解、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 指定管理者につきましては、バス運行事業だけではございません。議員おわかりのとおり、海洋センターなり、さまざまな公社等も指定管理者をやっております。そうした中で、さらに議員も毎回毎回、議会たびに住民バス、金額的に高いんじゃないかと提示されておりますけれども、この辺につきましても詳細に以前から説明させていただきますので、もう一度担当課の課長のほうから説明いたしますので、御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。まず、指定管理者制度の部分でございますけれども、ただいままさに議員のほうからの御説明の中にありましたとおり、指定管理者制度の目的とするところ、経費の節減というのも一つにはございますけれども、一番の目的というのは、公の施設の目的を最大限に活用するのがその目的とするところというふうに認識をしております。

指定管理業のほうでございますけれども、議員の質問要旨のほうに、前年から500万円の増額でというような御趣旨の部分がございましたけれども、この500万円増といいますのは、債務負担行為、当時4,000万円で設定した、それと平成26年度の指定管理料約3,500万円、その差額の500万円のことをお示しされているんだと思いますけれども、実際の契約ということに当たりましては、27年度の指定管理料としては3,800万円ということで差額としては350万円ほどの増ということになってございます。その辺のところにつきましては、バスの車両の管理の充実が図られているというようなことから考えましても妥当な線ではないのかなというふうに認識しているところでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 住民バス、契約、前に一般質問の中で質問したんですが、要は民間に指定管理者として委託する場合には今の金額よりも下回る、そういう中でやらなきゃいけないと。

その中で、ある議員が近隣町村の中でいろいろ試算してきたら、なぜ大郷がそれだけ高いんだという観点なんです。これは執行部と我々議会の溝がどこまでも埋まらない部分なんです。もう少し慎重に税金なので、自分の金だったらどういう対応をするのか、その辺をもう少し考えていただきたいんですよ。

誰でも節約節約の中でその運行をするためには快適なものをしなきゃいけないのであれば、この部分は高くなると、それはそれで構わないんですけれども、近隣町村を見たらなぜこんなに高いのか不思議だと、そういう一般質問もあったわけなんです。その中であえてこの質問を出しているわけなんです。今、企画財政課長が言ったように、問題もないこういう中で、要は町でつくったその建物全体の中で包括的にその事業を指定管理者としてやると。ところが、住民バスだけを指定管理者にすることがどうなんだという私の質問なんです。何も民間に安いところがあつたら、その分、税金の負担が済むと、その辺の質問なんです。

よ。もう一度、見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員、先ほど町長から答弁あったんですが、指定管理者については、御存じのとおり、社協もあるし、あと保育園とか、ほかにも指定管理者制度でバスだけやっているわけではないんですけども、先ほど答弁あったけれども、さらにもう少し詳しくということですか。副町長からその辺の考え方。答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） お答え申し上げます。大郷町の住民バス、いわゆる単なる運行業務だけではなくて、いわゆるバス停、それから事務所、それから車両、これらも総括的に含めた中での指定管理料でございます。これは条例を見ていただくとわかりますけれども、住民バスの位置づけが公の施設、地方自治法の244条に該当する公の施設の位置づけをしてございます。

したがって、運行業務のみではなくて、先ほど町長も答弁の中で車両についても町所有の分がある。そして、町としてのリース車両があるということでございます。したがって、今の指定管理料が発生しているという状況でございます。これにつきましては、先ほど町長が答弁の中で触れましたとおり、車両の老朽化等々の時期には、さらに検討を加える時期は来るかと思えますけれども、現行は今、私が答弁したとおりでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） この住民バス、これだけで質問切りますけれども、要はいろいろ問題があると。町としては、話を聞いていない、連絡受けていないと。だけど、町民の人たちは、話が、うわさが飛んでいるんですよ。要は県のほうから町なり、指定管理者に指導が入ったらどうするんだと。ましてや町として指定管理に指定されているところに税金を入れてやっている。こんなの町民が聞いたら納得するのかと。だから、ここで何とかしてほしいと思って言っているにもかかわらず、答弁はよそ事みたいな、そういう答弁で終わるわけなんです。この辺、もう少ししっかり取り組んでほしいと。何かあって我々から、あるいは町民からしばらくたってから来るんじゃなく、早急にそういう指導をしていないからこういうふうになってしまうのかなと思うんですが、この辺の見解、ちょっとだけでいいです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 大変力強い質問をしていただきありがとうございます。
（「遠慮しないで、ちょっとだけでなくしっかり答弁もらいたい」の声

あり) 住民の方々から町に苦情がなければ、町では安全運行しているなという捉え方をしております。やはり議員の耳に入ったということは、議員が素早く町に来て、これこれこういうところで何時のバスでこういうことがありましたよということを議員が報告していただければ、早急に対処するわけでありませけれども、ここでこうだよ、ああだよと言われても、全くわからなければどうにもならないわけでありませ。町としては、さらに安全運行するように指導してまいりますけれども、いずれにいたしましても、議員さんの方々いろいろな御指摘等の御意見が入ったら、町にお知らせいただければ早急に対応いたしますので、よろしく御協力いただきたいと思います。以上でございます。

議長 (石川良彦君) 高橋重信議員。

8番 (高橋重信君) 町長の答弁でもう少しだけ質問しますが、要は以前から、町なり公社なり、公社の役員の人たちなり、利用者がいろんな問題を話ししてあるんですよ。町にも来ていたんですよ。それでも直らないと。それが強いてはドライバーの方が、「あんたが町に言ったのか」とか、直すんじゃなくその苦情を言った人の犯人探しじゃないんですけれども、こんなのどうもならないべと、どう考えたって。町だって何度もその話をしていないですか。何かあったらうちらほうに言ってくださいと、担当課に言ってくださいと。今までずっと変わってきていないから民間の管理者に変わったわけなんです、そこでもまた変わらないと。国なり県の指導を受けられないような形でしっかり指導していただきたいと思います。思うんですが。

議長 (石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長 (赤間正幸君) 高橋議員、まれに苦情のある方が町に直接電話いただければ、来ていただければすぐ対処するわけでありませけれども、以前のことについてはしっかりと対処しております。そうした中で、その後、なければ安全運行しているなという捉え方でおりますので、そうした中でその後に議員さんの耳に入ったら、ぜひ連絡していただければ町としては早急に対処しますので、今後ともよろしく情報等々の提供をお願いしたいと思います。

議長 (石川良彦君) 高橋重信議員。

8番 (高橋重信君) 次、東成田・川内に集中した土取り場という形になったわけなんです、要は台風なりなんなり、集中的な去年みたいな集中豪雨が来た場合、河川土、これが破壊されるんじゃないかと。要は大郷の町、基幹産業は何かといたら水稻栽培なわけなんです、この辺、水

が欲しいときないと、あるいは要らないとき集中豪雨になったとか、そういう災害的なものが、要はこの災害というのはいつ来るかわからないのでいろんな形でパトロールするのか、いろんな答弁はいただいたんですが、それはそれで必要なんですが、要は何かあったときどういう形にするか。ため池を設けるとか、あるいはちょっとした砂防ダムの的なもの、砂防じゃだめなんですね、ダムの的なものとか、そういうハード的なものも必要かなと思うんですが、この辺の見解を町長、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 砂取り等々につきましては、現場におきましては調整池、沈殿槽ですか、それら等の設置を義務づけられております。そうした中で、町として企画、地域整備課が、雨降ればすぐ現場に行ってそれぞれ業者に対処、対応するように指導しております。さらに今後、雨期を迎えるわけでありますので、さらなる指導徹底、巡回等を徹底しながら指導に努めてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） いろんな形で見たり聞いたり、あるいは指導したりしていると思うんですが、今、町長が言われたため池が必要だと。それもちゃんとやってもらんだという話なんですが、未明ニュータウン、何か所ため池あるんですか。ほかの地域、今、土取り場となっている川内・東成田、どのくらいため池つくっているんですか。（「ため池って調整池」の声あり）失礼しました。（「調整池、沈殿池ですね」の声あり）

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。それぞれの場所について現在、何か所というような具体的なところというのは把握していないんですが、それぞれ土砂採取計画を県のほうで認定していただく際に、そういった土砂の流出の防止関係、あるいは雨水の処理というのは基本的には開発地域内で調整をとるという考え方のもとで防災調整池あるいは洪水調整池、そういった災害防止機能を持たせるような場所の設置が設けられてございます。ございまして、どこの事業所が何か所というのはちょっと把握してございませんが、巡回して見ている限りにおいては、そのようなものは設置をされているようなところなのかなというふうに認識をしております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今、課長の答弁の中で、把握はしていないと。デスクワークの中だけでやっているのかと。あそこで調整池はつくったよと。ど

のくらくつったのかそこまで確認しないで何かあったときの災害のとき、誰が責任をとるんだという話なんですけれども、もう一度、答弁求めます。

議長（石川良彦君） 答弁求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。今現在、それぞれに何カ所というのは把握していないということで大変申しわけございませんが、その辺のところは毎年、県の立ち入り調査のほうで土砂採取場に対して行われてございまして、その際に町の職員が同行してその計画に沿った災害防止施設の措置がとられているかどうか等々につきまして確認を行っております。したがって、それらの確認の中で防止措置のほうを担保しているというふうな考え方でございます。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後 1 時 15 分といたします。

午 後 0 時 0 0 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、会議を開きます。一般質問を続けます。

8 番高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 午前中の答弁の中で、回答書ですか、集中している土取り場に関連してなんですが、防災パトロール等の町が対応すべき対策についてマニュアルとして定めていると。また、土砂採取地につきまして巡回指導を行っており、今後とも災害防止に向け適切に対応してまいりますとありますが、課長の答弁聞きますと、何らやってはいるんでしょうけれども、デスクワークの中であって県の意向に従ってやっているのかなと。要は町でパトロールやることによって、砂流れてそれが堆積して大分浅くなったと。そこに集中豪雨が出たときどうなるんだとか、そういうのを常にパトロールすることによって把握していけるのかな、あるいは調整池も大きい小さいあると思うんですが、今現状、私たち常任委員会の中で調査した中ではどこも小さい、要は間に合うものじゃなく、集中豪雨が来たら災害になると言わざるを得ない部分の状況が多々あります。この辺の見解、もう一度改めて。また、今後の取り組み、その辺もお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。巡回場所ということなんですけれども、決してデスクワークの中だけということではございませんで、昨年事例として申し上げますと、午前中申し上げました県の立

ち入りへの動向、これは延べ10日間にわたりまして実施しております。それから、これは大雨時のパトロールとして3回、そのほか随時の巡回指導ということで16回にわたりまして昨年に行っているところでございます。

それから、随時の点検というような面では、この土砂採取場につきましてそこから搬出される大型ダンプの作業時間の問題等がございまして、そのような観点から巡回したときにあわせて現場のほうを確認いたしまして土砂が崩れるような危険性のあるところですか、排水にもうちょっと改善をしたほうが良いというようなところを見つけては逐次、業者のほうに連絡して指導を行っているところでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今の答弁を聞きますと、午前中の調整池、どのくらいあるかわかりませんなんていう答弁は出ないのかなと思うんですが、また、要は土取り場の中に大分深くとった部分があると思うんですが、ここに対する不法投棄等の情報があるのかどうか、その辺もお聞かせ願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。当課としては把握してございません。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今、テレビ等でドローンというんですか、無人飛行の中でいろいろやっている部分があるんですが、上から平面的に見なきゃわからない部分もあると思いますし、またこの時代に不法投棄でいろんな問題になっているところがいっぱいあるわけですよ。そういうのが来てからじゃどうも対応できないと。県でもさんざん県南のほう、苦勞してその金は誰が出すんだとなった場合に、結局は税金でみんなが負担するわけなんです、この辺、やっぱりならないように、来ていない、情報がないのであれば、常にその辺をきちっと管理していただいて、大郷の町には入らないという取り組みが必要なのかな。ただ単に情報がないだけじゃなく、今後、こういう形でやっていきたいというその辺の答弁、町長、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 土砂の採取場についてかなり県のほうも厳しく指導しております。そうした中で、県のほうも防災のヘリコプターを飛ばして常に上空からも監視をしておりますので、その辺については、やはり業者もさまざまな御指摘を仰ぐようなことはしていないと私も確認しており

ますので、いずれにいたしましても、さまざまな情報を得ながら的確に対応できるように、万が一の場合は指導してまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、上空からもしっかりと監視しているということでございますので、私なりに大丈夫かなと思っているところであります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） これまでいろんなところで不法投棄があったわけなんです、この不法投棄、時間帯は日中目視できる、そういう状況の中じゃないんですよ。夜、夜中、そういう形で入ってくるのかなと思うので、その辺もきちっと管理できるようにそういう体制をつくるべきかなと思うんですが、この辺、再度、町長、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 土砂の採取場については、その地域の住民、区長さん方としっかりと町も入って協定を結んでおります。ダンプの朝の運行時間、終わりの運行時間等々、しっかりと定めておりますので、私は夜中等々はあり得ないのかなと思っておりますので、いずれにいたしましても、さまざまな情報を確認しながら、そしてまた、夜等も通ったときどうなのかということに注意しながら今後も監視を続けてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） そのようによろしくお願いします。

それでは、3番目、回答書の中に去る4月26日、長崎生活センターにおいて中村、長崎地区の地権者等を対象とした説明を開催しておると。要は私が前回も一般質問の中で質問したのは、希望の丘団地、ここに住んでいる人たちがその道路を取りやめしてほしいと、その話をしているわけなんです、それで、4月から説明会を開いていきますと。私も傍聴に行きます。それがなかなかされていないものですから今回一般質問に入れて質問したわけなんです、要は地権者とかその道路をつくりたい人だけじゃなく、違う観点からなぜできないのかなと、なぜ希望の丘団地、その人たちに聞くことができないのかなと、このように回答書を見ましたら強く感じるわけなんです、要は最近、この道路問題において町民の方から地方自治体はトップダウン方式で国からいろんな政策が来てそれをやるわけなんです、町の町政においては、やっぱり執行者である町長、町長がいろいろ組んで執行部とその中で協議でこれは必要なものだというので取り組んでくるわけなんです、要は道路に関しては、議会の中でも是々非々という形でやるんじゃなく、そうじゃな

く、多数意見の中で認定道路が可決したわけなんですけど、今、議会が機能していないんじゃないかと、町民が必要じゃないというものを今進めていると。最終的には町民に話が行ったときは、結論が行ったときはもう可決したよと。だけど、そこにいる町民の人たちは必要じゃないという事で再三、私がその地域に行って話を聞いて、今回も先月、もう来ましたかと。そういう話は一切来ていないと。

こういう中で、この税金の使われ方、なぜそこまで必要なのかなと。この事業はそこに道路ができることによって関係車両じゃない車両もどんどん入ってきた場合には、児童・生徒あるいは高齢者の交通事故、それを大変危惧しているということなんです。当初の取り組みとして安全な通学路が必要だと、そういう町の説明でありましたが、ある議会の議員の方が調査したところ、5、6人ですよ。今度、町としては、いや、そこは防災のために必要な道路だと。このように説明が変わってきまして、最終的には長期戦略をやるためにはその道路がどうしても必要なんだと、こういう形に変わったわけなんですけど、前にも質問しましたが、山中団地の奥に大々的な団地ができるとか、そういうものでもない。ただ、道路が欲しいだけだと。思いつきでやっているのかなと、そうじゃない長期的な戦略を立てるには、まずこっちとこっちの大きな計画の中でやるべきかなと思うんですが、この道路だけ、この1点だけやっているのかなと考えるわけなんですけど、どんなことをしてもこの道路だけは必要なのかなというふうに強く感じるわけなんですけど、それがよく伝わってきます、強く。だけど、ここには町民の方、必要じゃないと、あるいはそういう人たちがいっぱいいてそういう人たちは介在してないんですよ。地権者と区長さんを交えた説明会をまたやったよと。そうじゃないかなと思うんですが、町民の方が数多くいる中でこれをまたやるという、その見解、町長は理解を求めたと、希望の丘地区の人たちじゃなく地権者、長くなりましたけれども、要は税金の無駄遣い、あるいは交通事故、これを危惧して反対している、その多くの町民の方の声を無視してそこまで道路が欲しいと。そこまで欲しいのであれば、税金を使わないで欲しい人たち、あるいは地権者に土地を提供してもらって民間活力でやったらどうなのかなと。町長はそれでもやりたいと言うなら、大郷町民にこの道路が本当に必要なのかと、そこまで問うべきかなと。アンケートなり、私は説明会というのは22区、その中で皆行っていくのかなと思っていたんですが、町長がやったのは4月26日……。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員、一問一答だから要点を絞って。ぼやけて

きていますから何を聞きたいか一つずつ。

8番（高橋重信君）　まず町長、民間活力でやるというふうにしたらどうですか。それだったら誰も言わないし、町民の人も納得しますよ。この道路をするよりももっと前にいろんな政策が必要じゃないかという観点から今回撤回を求めて今質問しています。この辺の見解をもう一度お願いします。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君）　高橋議員、担当の常任委員会の委員長としてそれぞれ意見書なり等々の議会で御報告をいただいております。そうした中で、議会では即、住民説明会あるいはまた今後、地区懇談会を開催してしっかりと住民の方々に御理解をいただいております。そういうことでありますが、意見書に基づけば強引に進めることも可能であります。町といたしましては、しっかりと子供たちの安全面なり、防災面なり、さまざまな観点からの道路の必要性を住民に地区懇談会でしっかりと説明して工事を始めるということを前回もお話しております。

そうした中で、民間活力、地域の皆様方の協力をいただけてただでやれば、全国でもまれな事業だなと思って受けたわけでありまして、そのような地域がありましたら、町では諸手を挙げてその地域の方々に行ってお願ひして道路をつくりたいなと思っておりますが、いずれにしても、この事業にとっては子供たち、防災、さまざまな面にとって必要な道路でございますので、御理解をいただければと思っております。

議長（石川良彦君）　高橋重信議員。

8番（高橋重信君）　要はこれだけの事業を説明するんであれば、ごく一部の限られた道路をつくってほしいという人たちじゃなく、そうじゃない、どうなっているかわからない人たちにも、この中村地区じゃない人たちもいるわけですよ、どういうふうになっているんだと。それで、いろんな新聞にも、要は大郷の町政を考える会とか出しまして、まだそれでも詳しくわからない町民の方がいっぱいいるんですよ。だから、どうせ説明するならその人たちじゃなく、町民に、ノーマルにこういう形で政策として町は進めるんだけどどうなんだというような、そういう説明を私は求めておるんです。町長がやっているのは説明じゃなく理解してもらったって。地権者なりなんなり道路をつくってほしい人たちに。そうじゃない違う人たちにもう一度やるべきだと思いますが、町長の見解をお願いします。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほどの答弁は、地権者の方々の合意形成を得たという答弁をしておるところであります。さらに今後、地区懇談会を通じながらそれぞれの地区民の皆様方に御理解をいただくということでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 先ほどの町長の答弁の中で、常任委員会の委員長の立場で推進していくということなのですが、これは常任委員会の委員の中で多数の方がこの道路は進めるべきだという観点からなったわけなのですが、個人的にはそれよりも違う道路が欲しいという、その町民の声を私は受けて反対しているわけなのですが、それで町長がいろんな合意をいただいたと。その合意はほんの一部の人たちなんですよ。どうしても町でしないんだったら、折り込みチラシで「私がこういう道路がこういう形で今、進めようとしているんだけどどうだよ」と。まちづくりは三位一体、町も議会もそれから町民も、これを交えてやってこそ、いい町になっていくのかなと、こう考えておるわけなのですが、町長はどこまでいっても合意を得たと。そういう人たちはほんの一部なんです。

だから、民間活力でやるべきかなと先ほど言いましたが、時間もないので、要は我々議会も、あるいは執行者、執行部あるいは町の職員の方たちも、大郷に民間企業に行っている人たち、この人たちは大変な思いの中で税金を納めている。使うほう、要は利益を生む使い方じゃないんですよ。税金をいかに使っていくかが我々なわけなのですが、民間企業に働いている、あるいは一般家庭の人は納得できる使い方をすべきじゃないかと。420メートルの道路にそんな高額要らないんじゃないかと、そういう観点から一般質問をしているわけなのですが、町民の皆さんに歳出、これが納得できる案件ではないのかなと。進めている新道ではないんじゃないかということやるわけなのですが、町長と私の質問、答弁、どこまで行っても平行線、ちょっと町民の方にこの辺を訴えていきたいと思うし、また町長も違う観点からもう一度、これから懇談会あるんでしょうから、各行政区の。その中でもう一度、創生事業だ何だかんだやっていかなきゃいけないし、またその説明もあるでしょうけど、その中にこの新道建設、この説明をもう一度やってほしいと。もう一度、答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 先ほどやると言っていたけど、再度。町長

町長（赤間正幸君） 議会終了後、今月いっぱいかけて地区懇談会を予定しておりますので、そうした中でその辺についてしっかりと説明をしていき

たいと思っております。（「以上で終わります」の声あり）

議長（石川良彦君） 次に、3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 議員番号3番、佐藤千加雄でございます。通告に従い一般質問を行います。質問事項は3点でございます。

1点目は、定住促進と企業誘致について。2点目は、町の市街地整備と工業団地の造成について。3点目は、観光の振興についてでございます。

初めに、定住促進と企業誘致についてお伺いいたします。大郷町が活力ある地域社会の実現を図るため、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、及び総合戦略が策定されました。総合計画マスタープランを含め3つの総合計画が整合性を図りながら進められていくと思えます。

町では、それらの計画がよりスピーディーで実効性のあるものにするために、定住促進策や企業誘致推進業務の一元化を図る目的でまちづくり推進課を新設しました。町の「未来を創り育てるまちおおさと」の実現に向けさまざまな情報を取り入れながら進めていかなければなりません。改めて総合戦略の定住促進に向けた施策の現状と目標、また企業誘致の現状と目標を伺います。

次に、町の市街化整備と工業団地の造成についてお伺いいたします。

町の市街地整備の現状と課題として、離農者がふえ遊休化が進み、生産性が見込めない農地がふえて市街地形成に必要な土地の確保が難しくなるおそれがあります。民間活力による宅地開発を進めるなど土地の計画的な有効活用を進めるためにも、市街地整備、市街化調整区域の整備をする必要があると考えますが、町長の所見を伺います。

また、町の主要施策には、地域特性に配慮した周辺環境と調和した住宅地や商業地、工業地の整備・誘導を図るとあります。しかしながら、現在、町で紹介できる用地は川内工業団地の1区画と大松沢中学校跡地だけとなっています。民間企業の誘致を図る上で用地がないということは、幾ら優良企業が誘致を考えても前には進まない状況であり、早急に用地を確保する必要があると考えます。

そこで、現在、候補地の選定計画はあるのか、また工業団地の造成計画はあるのか、またどの程度進んでいるかお伺いします。

次に、観光の振興についてお伺いします。町の総合計画に観光産業推進体制を確立する必要があるとあります。観光拠点となる物産館の周辺整備について観光客増加に備えて、また交流人口の増加のためにも周辺用地を購入し、駐車場の増設を図る必要があると考えるが、町長の所見

をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 佐藤千加雄議員の質問3点について答弁をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、定住促進に関する御質問に対して答弁をいたします。

大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。移住・定住の促進に係る具体的な施策としては、空き家等活用定住促進事業、住宅取得支援事業、子育て世代家賃助成事業、地域おこし協力隊受け入れ事業の4つであります。

空き家バンク制度の創設、住宅リフォーム事業の充実、町内業者施工加算のある分譲地補助金、仮称であります。希望の郷団地の家賃助成、地域おこし協力隊受け入れでの活性化など移住・定住の促進等で新しい人の流れをつくり、持続的に発展するまちを創るを基本目標に、移住・定住の促進や交流人口の増加を目指し、具体的な施策を実行してまいります。

次に、企業誘致の促進に係る具体的な施策としては、雇用促進奨励金事業、工場用地整備事業の2つであります。宮城県企業立地セミナーへの参加、トップセールスを含めた企業訪問において、拡充された企業立地促進奨励金及び将来の大郷町企業立地特別奨励金などをPRしながら今後も企業誘致活動を行ってまいります。また、昨年からは企業の進出が決定し、川内流通工業団地も小規模な1区画、約2,000平米弱であります。ここを残すのみとなります。企業誘致を進める上で工業用地の確保が課題となっておりますが、現在、候補地を選定し、地権者等の交渉を進めてまいりました。「産業振興により安定した雇用を創出し、活力のあるまちを創る」を基本目標に、優良企業の誘致を進め、事業所数及び地元従業員の増加を図ってまいります。

2問目の、町の市街地整備、工業団地の造成について答弁をいたします。

まず、市街地整備に関する御質問に対して答弁をいたします。大郷町における市街地整備の考え方は、総合計画の「協働のまちづくりで持続的に発展するまち」におきまして、主要幹線道路周辺に、地域特性に配慮し、周辺の環境と調和した住宅地の整備、誘導を図ることといたしております。

また、本町の都市計画区域は、「大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」により、人口動態や産業の見通しから、都市計画区域を市街

化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる地域区分を定めないとされており、都市計画法において規制は困難と考えております。

御質問の趣旨は、将来に向けて計画的に優良住宅地を確保し、もって町の活性化を図るための具体的なプランづくりと、その早期の実効を求めるものと拝察いたします。

住宅用地の確保を含めたより具体的な地域デザインをお示しし、町民の皆さんと協働してまちづくりが行えるよう、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

また、工業団地の造成に関する質問に対して答弁をいたします。

企業誘致につきましては、川内流通工業団地を主に優良企業の誘致を進めてまいりました。

川内流通工業団地は、おかげさまをもちまして、昨年相次いで2社が進出し、操業が開始されております。また、今年度に入り1社が進出を決定し、ことしじゅうに操業を開始される予定になっており、残りの区画、先ほど申し上げましたけれども、2,000平米弱の1区画となりました。

旧味明小学校跡地も「楽しいおうちづくりのがっこう」として、4月24日にプレオープンし、6月5日にグランドオープンを迎えます。

旧大松沢中学校跡地も賃貸での進出の引き合いが来ております。

このようなことから、早急な工業用地の整備が必要と考えており、交通の利便性のよい適地に用地を確保できないか検討作業に着手し、候補地の地権者と交渉を進めてまいりました。

なお、企業誘致に当たりましては、町内雇用の創出を念頭に、優良企業の誘致を実現できるようさまざまな機会を捉えて働きかけを行ってまいります。

3番目の観光振興について答弁をいたします。

御質問をいただきました大郷ふるさとプラザの周辺整備に係る駐車場造成について大変建設的な御意見をいただきましたので、今後の観光行政の参考にさせていただきたいと思っております。

町といたしましても、観光客等の利便を図るため、観光拠点となる大郷ふるさとプラザの駐車場を増設することは、観光産業の振興策として重要な選択肢となり得ると考えております。

また一方で、観光拠点としての魅力づくりのためには、道の駅としての機能のほか、産直や特産品、支倉常長公に由来する歴史など、大郷の

観光資源の総合性を発揮するための工夫も必要であると考えております。

総合計画では、このような趣旨を踏まえて大郷の個性を生かした観光産業の展開と競争力向上を図ろうとしているところでございます。

今後、御提案いただきました大郷ふるさとプラザの周辺整備に関する駐車場増設については、中長期的な財政見通しを立てながら計画的に推進を図るとともに、観光産業の発展に向け努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか、佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 大変詳しく答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

空き家等活用促進事業について質問をいたします。町の空き家バンクについては、先月、新聞等に紹介されました。まちづくり推進課は需要と供給、双方に反応があるとありましたが、昨年実施した空き家アンケートの結果とその後の空き家登録と利用者登録について進捗状況を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。

空き家バンクにつきましては、平成26年度に区長さんに調査していただき、空き家の件数は83件ありました。そのうち、居住可能31件及び不明分24件、合計55件をアンケート調査いたしました。回答があった件数は36件で、16件からは回答がありませんでした。

アンケートの結果、空き家バンクに登録を希望した方が10件、希望しない方が22件、回答なしが4件でした。

登録を希望した方のうち、内部調査に同意された方が8人で、希望されなかった方が2件でした。

内部調査に同意された方のうち、実際に内部調査を実施したのが5件、未実施が3件でございます。

最終確認の上、ホームページに掲載しているのが、5月30日現在で1件となっております。現在、貸し側として3件、借り手側として8件の相談を受けております。借り手側の内訳としましては、町外の方が6件、町内の方が2件となっております。

また、空き家の中には事務所兼工場が1件ありましたが、2月に所有者との賃貸契約を結んでおります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。その中に今回、ホームページを見ますと、大変わかりやすい物件で、すぐにどのような状況かとかわかるようになっておりました。その中でますます貸す側の登録をふやしていかなきゃいけないんですけれども、それについてアンケートに答えていただけなかった方に対する対応と、答えていただいたんですけれどもまだ調査をしていいという答えをいただいている空き家について、これからどのようにしていくかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。空き家バンクに登録を希望した方及び希望はしたものの、内部調査をまだ実施していない方を中心に、すぐでもできそうな方を中心に再度、文書で御案内を差し上げ空き家バンクに登録していただけるよう働きかけを行ってまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） 空き家の調査なんですけれども、今、どなたがやっているのか、職員がやっているのか、それとも専門家がやっているのかお聞きいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 27年度におきましては、委託業務において調査をいたしました。その後、28年度は登録希望者の内部調査等につきましてまちづくり課内の職員が行っております。以上です。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） それから、空き家が出るということは、それに伴って利用されない土地、雑種地、農地、森林も出てくるとは思いますが、事業はそれを含めるために空き家等となっていると解釈できるのですが、空き家バンクではどの程度まで対応していく考えなのかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。空き家バンクにつきましては、平成28年3月1日施行の大郷町空き家バンク設置要綱により運用しているところではありますが、この中で空き家等の用語の意味が定められており、個人の居住を目的として建築され、現に居住していない町内に存在する建物及びその敷地をいうとなっておりますので、建物、住宅と住宅の敷地、宅地の部分のみが今回の空き家バンクに該当する部分となっております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） これから宅地のそれら物件についてまだ相続とか、あ
といろいろな知識が必要になってくる物件もあると思いますけれども、
そのような高度な専門的知識がある方をこれからお願いするという計画
はございますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 現在のところ、専門的など申しますの
は、土地の売買等に絡みますので宅建と言われる資格を持っている方等
のお話だと思うんですが、その方を専門的に雇うとかということは考え
ておりません。

ただ、更地についても空き家バンクに登録が可能ですので、
そういった方の御相談はまちづくり推進課のほうで御相談に応じたいと
思っております。

議長（石川良彦君） 町に宅建取扱主任者はいないんですか。いないのね、宅
建取扱主任者は町にいないのね。

佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） 農協でも資産管理センターで宅地、土地のあっせんな
どを行っております。空き家についてもあっせんをしたということを知
っていますけれども、農協等の連携などは考えておりませんか。お聞き
いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 農協さん、直接私が相談したわけでは
ございませんが、職員のほうが相談した中で、中古住宅となると、かな
り程度のいいものでないと農協さんといいますか、不動産業部門でのお
話だと思うんですが、仲介するのには困難が伴うと。いわゆる貸し手側
の責任が発生するというので、老朽化した空き家についてあっせんし
た場合、使用者側からかなりのクレームが起きたりするというので仲
介には入りづらいというお答えをいただいております。ですので、農協
さんとしては、多分いい物件であれば仲介はするとは思いますが、そ
のほかの物件についてはしないと。町では、古い新しいの選択はしてお
りませんで、紹介した上で双方が納得して契約を結ぶようなシステムに
なっておりますので、町はあくまでも仲人役というか、仲介というより
は貸し手側と借り側との紹介を行うという、そういう程度の制度でござ
います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。それから、今後、少子高齢化

が進むにつれて空き家バンクの活用がますます重要になると思いますが、私の地域においても、ひとり暮らしが大分ふえてまいりました。将来、住まなくなると思われるうちがふえております。空き家になる前に空き家バンクに気軽にいろいろと相談できるような体制をつくらなければならないのかなと思いますけれども、そのことについてお考えをお聞きます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 所有者の方が死亡し、その家族が出て行って、子供さんたちが町外に出て行ってしまっただけで空き家になるという可能性がある物件につきましても、御相談を受けたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。続いて、企業誘致について質問いたします。

川内の工業団地へ複数の工場が誘致されております。雇用促進奨励金事業の活用はあるのか。どの程度の雇用が見込めるのか。

また町の企業立地促進奨励金、また企業立地促進特別奨励金についても、該当する会社があるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 昨年度、進出されました2つの企業については、両方とも制度の活用はございません。

それから、町内雇用のほうですが、町内雇用は新規に雇用されたものはないと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） それでは、昨今、町のさまざまな企業誘致活動の成果として、また仙台圏に近いという立地条件や道路環境を生かして各種の工場や会社が誘致に向けて動いております。まちづくり推進課の役割がますます重要となっていくと思いますが、今後、課としてどのような企業誘致活動を行っていくのか、取り組みについて特出する項目がありましたらお知らせ願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。まずは、従来からございます宮城県企業立地セミナーの東京での開催及び名古屋での開催に積極的に参加し、大郷町の交通の利便性をPRしながら誘致活動を行っていきたいと思います。

また、それにより引き合いの可能性のある会社に対してトップセールスを含めて企業訪問等を行いながら、企業誘致、立地に向けて頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） このことについて町長からも。答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 企業誘致、今日までやはり車関連、大衡の自動車組立工場の関係でほとんどトヨタ関連等々、部品会社、2次、3次下請けですか、そういう関連企業を訪問してきたところではありますが、やはりそろそろ車関連も頭打ちかなと、こう思っております。ある新聞によりますと、もう既に部品関係企業もやめている企業がございます。今、車、電気あるいはまた水素という燃料の改革によってさまざまな変化をしておりますので、以前の企業とまた違った関連企業がやめているということが新聞報道でありますので、そうした中で、今、車関連以外のさまざまな企業等々にまちづくりの指示をしながら、他産業のほうに積極的に大郷町をPRするように、案内するよという事で方向性を変えて指示をして、さまざまな企業を何とか今後、訪問しながら誘致活動を進めてまいりたいと、こう思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。次に、市街化整備について質問いたします。私の勉強不足で間違った方向に行ってしまいまして大変申しわけありませんでしたが、12月の定例会の私の一般質問の中で、町長は山中希望の丘線周辺を一日でも早く区画整理を行い、商用地、工業地などを確保しながら、中心市街地としていきたいと力強く答弁いただきました。

また、商業地がないということが町の一番の欠陥であり、積極的に営業しながら大型店舗が設置できるような町にしていきたい、努力をさせていただくとも答えていただきました。

あれから半年が過ぎました。町営の団地の造成も決まり、民間の団地も幾らか前進しているように見受けられます。定住化、人口増が考えられる今、町、民間の開発業者、商業者、地権者等が相互に連携し、さまざまな議論を交わし、市街地整備に向けて取り組むべく中心市街地協議会を発足させ、小さな町について認定、市町村の裾野拡大のため柔軟な区域指定を行っている現状を生かし、国が進める中心市街地活性化に向けた制度の活用を考えていくべきと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 希望の丘、山中団地の関連等々で町の中心ということで

話等々があったわけでありましてけれども、町の総合計画の中に主要県道周辺に地域の特性を配慮した周辺の環境と調和した住宅地の整備、誘導を図ると掲載されております。そうした中で、やはり議員心配しているとおおり、道路沿線通りに住宅、あるいはまた商業地が道路なりに張りついてしまうと、その裏の土地が死に土地、有効活用のできない土地になってしまいますので、今後、そうした中でそれら周辺の地権者なり、あるいはまた関係する団体等と協議会なり、あるいはまた世話人会といたしますか、さまざまな会員の皆様方にお寄りいただいて、団体の方にお寄りいただいて調整をしながら区画整理等々を目標に今後ともそういう団体ですか、そういうものを立ち上げることが可能であれば、立ち上げて区画整理組合等をつくりながら中心市街地整備を図ってまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。町だけでの計画では、整備がなかなか進まないのであれば、国、県などの公共施設の誘致活動を積極的に行い、仙台の近郊市街地としての位置づけを確実なものにしていかなければならないと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 仙台圏域の中で、議員おっしゃるとおり、大郷の町、若干おくれをとっております。最近、大郷町が仙台あるいは大崎市、石巻に対して利便性が、本当に町外、県内、県外の方々に多く知られてまいりました。その中でしっかりとした大郷町の顔づくり、そしてまた、町内一円のバランスのとれた町の発展を進めていかななくてはならないと、こう考えているところであります。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 次に、工業団地の造成について質問いたします。

工業団地は、企業誘致によって町民の働く場を確保するだけでなく町の活力として最も重要なものだと思います。なかなか販売が進まなかった川内の工業団地も1区画を残すだけとなり、このまま企業誘致の勢いをとめないためにも工業団地の適地選定と計画立案を多数お願いしたいと思いますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） おかげさまで、川内の流通工場団地の道路沿線の残っている部分も工場が進出が決定をいたしました。年内中には倉庫、約900坪ぐらいの工場といたしましたか、大規模な工場を建てて50人ぐらいの雇用

を確保するようでありますけれども、工場が完成する予定であり、さらには、旧味明小学校もあのおり、そしてまた、旧大松沢中学校の残された用地も今賃貸の引き合いが来ておりました、本当に先ほど答弁いたしました川内の流通工業団地の中にあります2反歩、2,000平米弱の面積、1区画となってしまいました。そうした中で利便性等々を踏まえながら川内の関係者の皆様方に、地権者等々、町の事情を説明しながら地権者会議を開きまして、ちょうど皆様方の一般質問を受けた後、ちょうど全員協議会をお願いしたところでもありますけれども、場所も決定、同意をいただいたということで議会の皆様方にあさって、全員協議会でお示しする予定であります、何とか町として若干の用地を確保してさらなる企業の誘致に努めてまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 新しい工業団地が決まりそうだというお話をいただいたんですけれども、今、大郷町を取り巻く市町村で今、工業団地として使える面積なんですけれども、大衡が大和町を含めて北部工業団地で50町歩残っております。富谷が新しく成田2期北が始まりまして200町歩です。三本木が新しく南谷地に今度、9.6ヘクタールを今、つくろうとしております。川内流通団地、18.7ヘクタールございました。それが今現在、0.2ヘクタールでございます。やはり誘致活動をする上で大郷町、このような広い町でございますのでもっともっと工業団地をふやしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度、町長の考え方。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、さまざまな大学の教授等々とも連携をとりながら企業の誘致を図っております。さらには、東北放射光の関係する教授等々とも放射光を中心とした企業誘致、そうした中で、とりあえず町として企業誘致するには、若干本当にお示しした大規模な用地ではございませんけれども、本当に町としてできる限りの面積を確保してここに企業を誘致するというので、今、地権者の方々から同意をいただいたところであり、やはり大規模開発等々、今、大学の教授と進めている話も、これまた大規模であります。

しかし、大規模開発となりますと、企業がある程度、2、3、4社等々がしっかりと張りつくという確約がとれなければ、大規模の開発等々に手をつけられませんので、そうした中で、今、それら等とも話をしながら、そしてまた、東北放射光施設、周辺も企業の用地として確保して

おりますので、今後、さまざまな企業訪問しながら、そしてまた、東北大等の皆様方との連携をとりながらこの大郷町周辺の自治体に引けをとらないような工業の町、あるいは東北放射光が来ることによって学者等々、皆様方がすばらしく張りつくわけであり、教育の町なり、いろんな夢のあるまちづくりのためにさまざまなトップセールスを今、続けておるところであります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。工業団地の町による造成計画や民間活力による造成計画を急速に進めるためには、まちづくり推進課に土地計画的運用を図れるように用地バンクをつくり、候補地の土砂跡地利用や、先ほど空き家バンクでは登録できないと言われました農地、森林、雑種地などの有効利用を計画的にスムーズにできるようにするべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） バンクということですが、用地等々があれば、もうバンクも必要ないかなと思っておるところであります。いずれにいたしましても、今、土取り場の跡地という話がありました。それら等につきましても、以前にも県のほうから指示がございました。先週行われました市町村会の場合でも大郷の砂取り場、終了次第、企業用地として県としてさまざまな企業をあっせんするということ、これも直接話を聞いて確約をしているところであり、いずれにしましても、今後、さまざまな企業等々の進出が期待できるなど私なりに期待をしているところでございます。

議長（石川良彦君） ここで10分間、休憩といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時24分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 最後に、観光振興について質問いたします。

駐車場整備について町長から計画的に推進を図るというお答えをいただきました。

今年度は郷郷ランドの整備を行って公園機能の強化を図ります。平日でも満車の状態が見られる駐車場を造成することは急務と考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先般、総務産業常任委員会の所管事務調査で道の駅の先進地視察を行

いました。場所は大崎市のあら伊達な道の駅でございました。国土交通省の実施している重点道の駅に選定され補助率100%で駐車場整備を行うということでした。もし、この事業がことしも継続されるのであれば、我が町の道の駅も地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け地域での意欲的な取り組みを行い、重点道の駅候補として手を挙げて駐車場整備などを行うべきと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 道の駅、全て国土交通省の認可であります。さらに、国道沿線ということで国で道の駅に指定をしております。大郷町の道の駅、残念ながら県道であります。道の駅として指定したのは国土交通省でありますけれども、ただ、施設なり、整備、建築、施設整備等については全て町単独事業ということになっておりまして、そうした中で国の補助対象外であります。私も何回となく道の駅の所在首長のシンポジウム等々に参加いたしまして国土交通省にお願いするわけでありますけれども、この壁が厚くてどうにもならなくて、震災のときも町の単独等々で復旧したということでありまして、何とか県道沿いにある道の駅が国の補助事業で対象になるように、今後も働きかけてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） それについては頑張っていたきたいと思います。

最後に、観光の振興では物産館、開発センターの改善が最重要課題だと思います。改善計画が出ておりますが、まずこれをクリアしなければならないと思います。私も微力ながら協力をしていく覚悟でございますが、それについても町長の意気込みをお伺いして質問を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 改善計画につきましては、先週もちょうど公社の役員会等で今後の提案等についてのさまざまなお示しがあったようであります。しかし、若干修正等を加えなくてはならないということで今、修正をかけながら、そして、開発センター、物産館等々についてテナントとして今後、公募して何とかそれぞれのお客さんが好んで、喜んで楽しめるような施設にしてまいりたいと今、取り組んでいるところであります。

議長（石川良彦君） 次に、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。

3点について町の考え方をお聞きしていきたいと思っております。

1 番目は、太陽光発電の施設設置の現状と今後のあり方についてお聞きしたいと思います。

私自身は、原発依存よりも、いわゆる自然エネルギーを活用した太陽光発電等における評価をしているものですが、それにつけてもいろいろな課題があるのではないかという視点から、今回の4つの項目に分けて質問させていただきます。

1 点は、町内における法人等による太陽光発電施設、これまでの誘致の設置状況、それから今後の誘致が予測される、計画される施設についてそれぞれの面積なり、あるいは電力の能力ですね、その辺、町でどのくらいまで把握しているのかお聞きしたいと思います。

それから、2 目が、大郷町の総合計画とか、都市計画プランあるいは国土利用計画とかいろいろな計画があるわけですが、しかし、どうも虫食い状態に太陽光の設置がされているということで、果たしてその辺について将来問題がないのかどうか、町はどのように検討されているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、3 目として、枝で5 つ書いておりますが、いわゆる設置によって懸念される点ということで、1 目は優良農地、例えば土橋あたりで本当に最高にいい宅地にすぐにでもなるような、宅地と言ったんでは失礼なんです、農地としても、もちろん優良農地ですからそういうところにいとも簡単に太陽光発電が設置されている問題、いわゆる農地の保全対策ですね。

それから、2 番目、乱開発の規制がする必要があるのではないかと、自然景観の面から、あるいは農業用水の確保の面、さらには2 次災害の防止の観点、そして、環境破壊防止と、こういうもろもろの視点から乱開発を規制する何らかのものがないのかどうか。

それから、(3) として町が進めている定住化構想、この関係で問題ないのかどうか、影響ですね。

それから、(4) ということで、太陽光パネルの有害性、いろいろ資料などを見ますと出ておりますが、町当局としてこの辺についてどう考えているのか、見ているのか。また、反射の光ですね。それから発熱など我々の健康に対する影響が将来にわたってないのか、その辺についてどのような検討をされているのか、所見をもらいたいと思います。

5 番目は、情報開示並びに事業計画の周知徹底で地元住民との合意形成ということでございますが、前に全協で町が大松沢の町有地に70ヘクタールでしたか、それらも建設する計画であります、そういうものも

出た場合の地域住民に対する説明、それがどうなっているのかもあわせて今後の太陽光パネル全体における地元住民との合意形成について、どういう働きをしているのか。

それから、④として、今申し上げた③の懸念を払拭する観点から、先進地に学んで大郷町でも規制を設ける考えが私は必要ではないかと思うんですが、執行部の考えを求めておきたいと思います。

それから、大きな2番目に町道山中希望の丘線について、これは詰めていきたいんですが、1つは、周辺の区長並びに住民に対する説明会の結果についてどうなったのか。聞くところによると、今までの答弁でも一番肝心な住民への説明がなくて地権者、利害関係のある地権者とか両区長にしか聞いていないということですが、おかしいと思うのでこの辺、詰めていきたいと思います。

それから、②番目、6月に予定されている地区懇談会、その場合に町道建設について具体的にどのような資料を示しながら、口頭だけの説明で済むのか、具体的にどういう構想があってどうなのでこうなのだという、いわゆる必要な具体的な提示をしながら町としてやっていくのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、3番目、幼児教育の充実ということで、実は隣接の利府町なり、あるいは松島町、あるいは県内でも多くの自治体が3歳児からの幼稚園の受け入れを進めているわけですが、既に前に27年3月議会でしたか、今の石川議長もこの問題について提案しまして検討するという約束をいただいておりますので、もうあれから1年3カ月、検討された結果が十分に出ていると思うので、期待しながら今回の本町の所見について伺いたいということでの質問でございます。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 千葉議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、太陽光発電施設設置の現状と今後のあり方について答弁させていただきます。

初めに、①の太陽光発電施設の設置状況について答弁をいたします。

町と協議済みのものが24カ所で、面積が64ヘクタール、設置パネル数約6万4,000枚、発電量は約1万7,000キロワット、今後、設置が計画されているものは、主に上村地区を中心に6カ所、面積は約184ヘクタール、設置パネル数約30万枚、発電量は約9万7,000キロワットに上るものでございます。

次に、②の各種計画との整合性につきましては、大郷町国土利用計画において適正な土地利用を図るため、土地利用関係諸法の適切な運用により対応する方針となっておりますことから、関係法令の規程が遵守されているか、大郷町開発指導部会において事業者への確認と指導を行っております。

次に、③の太陽光発電施設設置による懸念事項についてでございますが、まず、(1)の優良農地の保全対策の観点では、太陽光発電施設の設置を目的とした第1種農地の転用は原則認められておりませんが、その周辺農地への設置形態によっては、雨水排水の流れが変化することにより土砂や濁水の流出、水路の閉塞及び用水の不足といった影響が与えられることであり、また、(2)の乱開発の観点からは、今申し上げました土砂流出等の影響や良好な景観、緑地の喪失といった問題、(3)の住環境整備の面では、これら景観や環境の破壊により、自然と調和した本町の豊かな住環境に対する需要の低下などの悪影響が懸念されるところであります。

また、(4)の健康への影響につきましては、町内では事例はございませんが、注意すべき事項と認識をいたしております。

(5)の情報開示及び住民との合意形成ですが、町では太陽光発電事業施設実施に当たり、開発指導要綱により事前協議及びヒアリングを実施し、特に農地及び隣接地への災害防止、維持管理の適正化の観点から指導を行っており、事業の規模に応じて近隣住民への工事施工前の事前説明、及び行政区単位での事業計画の説明会の実施について要請を行っているところでございます。

最後に、これらを踏まえた今後の対応についてであります。現在の開発指導要綱などでは、土地利用、景観保全や反射光対策などの部分について、必ずしも十分なものとはなっていないため、先進事例を参考に、また住民の皆さんの意見を聞きながら実効性のある対策を検討してまいりたいと考えております。

大きな2番目の町道山中希望の丘線について答弁をいたします。

山中希望の丘線道路新設工事の住民に対する説明会につきましては、3月の定例会でも御答弁させていただいたとおりであります。去る4月26日に長崎生活センターにおいて、中村・長崎地区の地権者等を対象としました説明会を開催をしております。

説明会においては、道路詳細設計により作成した内容を提示し、道路の構造、有効性や今後の事業計画等について説明をしております。

このことにより、本事業について地権者等の合意形成を得たと判断をいたしております。

②番目であります。6月開催の地区懇談会では、町道山中希望の丘線の平面、縦横断の線形などの幾何的内容、本路線整備後に期待できる道路の機能、現時点における事業の行程等について説明を行う予定でございます。

3番目の幼児教育の充実についてでございます。本町では、乳幼児教育の一元化を図るため、幼稚園、保育園、子育て支援センターを一体化した大郷町乳幼児総合教育施設「すくすくゆめの郷」を県内でも先駆けて平成15年4月に開設しました。以来、幼稚園、保育園が同一の「めざす幼児像」というものを掲げ、それぞれの目的に即した幼児期の教育並びに保育活動を行っております。

また、幼稚園においては、本年4月、幼稚園教諭2名を新規採用し、年少・年長の4クラス全てに正規採用職員を2名ずつ配属させるなどして、より質の高い教育の実現を推進しております。

3歳児を持つ保護者にとっては、幼児期の保育に関してより多様な選択肢があることはよいことだと思いますが、3年保育・教育を実現するためには、教室不足を解消するための施設整備や指導する教職員体制の確立などが必須条件であり、幼稚園の3歳児からの受け入れについての課題を整理しながら検討を進めているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どうもありがとうございました。まず、太陽光パネルについて、能力的にはわかりましたが、すごい面積が合わせて64と184ですから約250ヘクタールが今後も含めた設置の中で面積になるということで、すごい面積になる、能力になるわけですが、このことについて改めて町の太陽光発電設置に対する考え方、どのような統一的な考えを持っておられるのか、町としてまちづくりの中で、まずその所見をお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 太陽光、本当に私も数字を見てびっくりしたわけでありましてけれども、一つの企業として捉えることもあるなど、こう思っているところであります。いずれにいたしましても、さまざまな地権者があって、あるいはまた太陽光、個人個人の所有地にも設置をしておられる方もかなりございます。そうした中で土地の資産の有効利用なり、あるいは

また所得の確保なりに努めている方がほとんどと思っております。いずれにいたしましても、さまざま今後、多分買い取り価格が下がることよって今後、出てこないかなと予測しているわけでありませけれども、今後、しっかりとした町としての指導等々をしながら対処していかなくてはならないと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 回答書を見ますと、これは町と協議済みのものということで限定されたつかみ方なんです、町では協議が必要なものというのほどの面積、そこには一つの物差しがどうなっているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。この太陽光の関係ですけれども、太陽光発電設備だからどのくらいというのは、特にございませんで、町で持っている通常の一般の開発、その関係に即しまして、要は開発指導要綱の中に定められたものであれば、事前協議等々が必要になるということがございますが、それを判断するために事前に計画の概要の提出を求め、ヒアリングを行いながら問題点の行政指導などを行っているという状態でございます。（「面積は関係ないの」の声あり）

お答えいたします。特に何平米以上というのはございませんが、開発指導要綱の中では1,000平米以上ということになっております。ただし、太陽光の場合、要は土を動かさない場合がございませるので、その辺はちょっと土を動かさないとなると、指導要綱の対象外となる場合もございませますが、一応それは開発が行われるものという観点から1,000平米以上というような要綱の中では今のところ、取り扱いでございませ。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、例えば畑、なだらかな畑でほとんど手をつけない、いわゆる開発行為をしなくてもいいというところは入っていないんですね、これにはね、そうでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。そのような場所も協議が入った部分については入ってございませ。その協議というか、申し出、事業の内容を受けまして開発事前協議の提出が必要、もしくは必要でないという判断をそこでしているということでございますので、そういった資料の提出があつた分については全て入ってございませ。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町では提出あつたものということで受け身ですが、提出

しなければならないということはないんですか。例えばなだらかな土地で開発協議が、開発指導が必要でないものについては、あえて町のほうに協議を申し込みされなければ、それはメーカーと地権者ですか、その方々との協議でそれは何ら問題ないということなんですね、町では。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。そういうことではございませんで、いわゆる事業者のほうでは、その開発協議がもともとその必要であったものに対して手続を行わずにそれを行ったとすれば、町のほうでは、それに対してストップをかけるといったような場合もございますので、その辺は事前に事業者のほうであらかじめ事前に担当課である当課のほうに相談に見えられまして、それで内容のほうの説明を求めているという仕組みでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ある進んでいる地区では最低500平米、ですから、5畝以上、5畝以上のパネルを設置する場合には全て町に届け出るというような、それなりに町がいいって悪いって目を光らせるという、そういう条例をつくっているところもあるんですが、大郷町の場合は何ら何もそういうものがないわけで、ある面では今、課長がいろいろ答弁しますが、基本的には開発指導の1,000平米以内ですと、ともすると、業者と地権者との話し合いの中で町は知らない間に進められているということも、十分そういうことも考えられるということで理解していいんですか、それは絶対ないですか、あるはずですよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。今、お話しありましたように、可能性としては、それはゼロではございません。そのためにいろいろ対策といたしますか、今回の御質問にもありましたが、対策については考慮をしているというところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） このぐらいの面積になってきまして、これから対策、それはないよりはあったほうがいいんですが、少し私、遅過ぎるんじゃないかと思うんですね。やはり面積なり、あるいは地域の住民形成というのも必要なわけなんですけど、まず最初には面積的に十分に町として一つのチェックできるような、そういう条例を私はつくるべきだと思うんです。決してこれは反対、賛成じゃなく、町が物事の動きの中でチェックするということが大事だと思うんですよ。

実は今回、いろいろ質問の準備をしている中で、太陽光パネルそのものよりも、経費を安くするために太陽光を上げている、いわゆる支柱、そういうものに対してかなり手抜き工事をしているところも出てきているということで、よく去年9月11日の茨城の常総の大災害でも太陽光パネルが大被害を受けて、それが2次、3次災害につながっているということもあるんですが、町が実態をつかむためにはそういう点で面積の規制も、ある程度、規制といいますか、届け出の義務も必要だと思うんですが、この辺についても今回、検討していくということでございますが、その辺について町長、やはり町としてもだめ反対じゃなく、ちゃんとした届け出をさせるということでやっぱり指導すべきだと思うんですが、どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） やはり本当に知らないうちにパネルが設置されているところも私も見受けたところがございます。やはり町としてしっかりと届け出をいただいて、そうした中で、しっかりとパネルを置く土台から完全なものに設置するように指導しながら、今後とも庁舎内でさらに考慮しながら対応してまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町が指名している、いわゆる都市計画、マスタープランの中で、この中で2ページには、いわゆる計画対象区域ということで都市計画区域とあるわけですね、吉田川から南側だね。ところが、表向きは都市計画であっても、この計画の中に結構太陽光パネル入っているところ、あるわけですね。ましてや、今回町で力を入れている高崎団地の近くにもすごい太陽光発電出ているわけですが、もちろん、向きを考えた場合には直接的に住民には影響ないと思うんですが、しかし、一方で定住化を呼びかけして人に住んでもらう場合に、そういうものがいずれここらは全体が町の形成として中心街としてといいますか、人の住む一つの地域としてつくっていくという考えを持った場合に、一方で50メートルも離れていない、30メートル離れていないところに20年という計画つきで太陽光パネルが置かれた場合に、まちづくりとしてどのような考えを持つんですか、どういう指導されてあの設置に至ったんだか、その辺の経過も含めて都市計画区域つくっておいて、都市計画の一番の真ん中にどんとああいうものが来るということは意外ではないかと思うんですが、どう思うんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 設置した方を私も十分わかっております。「俺も年でなかなか働けなくなったから、金取りもできないから土地を有効利用しなきゃない」と言われれば、なるほどなど言うほかないわけでありまして。土地の資産運用しながら所得を上げると。設置者から見ればそういう考えであります。町として、いやいやそれは都市計画の中で、例えば住宅地域に指定しているからこれは無理だよといっても、やはり資産運用のためならやむを得ないのかなと私は思っております。いずれにしても、それぞれ個人個人、大きな企業であれば、さまざまな指導できるわけですが、個人の農家の土地の所有地に自分が設置するということになれば、町としても規制するのめいかなものかなと思っておりますが、いずれにいたしましても、そういうこともございますので今後、しっかりと検討しながら対応してまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の答弁聞いておれば、実態としまして、町が将来にわたって、せめて川南からは定住化構想も進めながら多くの人に住んでもらうという計画を描いていても、実態として個人の資産ですから高齢化云々、あるいはそういう事情を町に強く責められた場合には、それをとめる何物もないということで、それぞれその立場の方もわかるんですが、しかし、もっとその中であって町として将来的な構想を訴える必要もあると思うんですが、それを許してしまえば結局はあらゆる地域が一つの太陽光パネルで埋まってしまうようなことにも、拡大しますとね、何ら今のところ、防止策はないということで理解していいんですね、町長。大変なことだと思うんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 個人個人の土地の資産運用であります。そうした中で、本当にこれがどんだん県道沿い、沿線等々にも張りつく可能性もあるかもしれません。しかし、やはり町としてその辺は今後、しっかりと指導していかなくてはならないと、こう思っているところでありまして、いずれにしても、それら等の対応について今後、内部で協議をしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほど冒頭に先進地に学ぶということを出したんですが、やはり無理な状況は理解しながらも、町が何らかの形である一定面積以上のものがつくられる場合には町に相談する。そのときには町長として、

あるいは町として、実はあの辺の地域については町としてこういう構想を持っているんだ、もう少し待ってくれないかとか、あるいはこうだよということでその辺の熱意ある話し合いも、面積を一つの規制といたしますか、条件につくることによって十分に話し合える機会、今よりは拡大できると思うんですが、ぜひその辺について検討から一歩進めた中で、今後、ますますこのような状況が出てくると思いますので町の対応をお願いしたいと思います。

それから、大郷町の開発指導部会、これは後から調べますので。

次は③に入りたいと思うんですが、今、②については、こういう総合計画、都市計画プラン、国土利用計画つくっていても結局は個人の主張が、資産であるからということでそれが求められれば、町としては今のところ、何もできないということが2番目の質問に対する町の考え方がわかったんですが、もし足りなければ次の回答の中で補足してほしいんですが、次に、3つ目の③の中で5つの課題を提起しているわけなんですが、今話したように、優良農地の保全対策、私はここでは優良農地が崩れていくのではないかとというよりも、誰から見ても優良農地ではないかと思われるところに、いとも簡単に太陽光発電のパネルが設置されることの問題とか、あるいは乱開発によって今後、幾ら米が安くなったといっても私たちの町はやはり稲作が主産業でございます。そうした場合の保水関係の対策とか、その辺についていろいろ回答ありますが、懸念されているとか、影響とかということで、しからば町ではどうするかという回答がないんですね、この③番目の懸念事項に対する町の姿勢というのが。このことについてどうなんですか、全体5つの項目にわたって私、並べたんですが、町としても少し突っ込んだ考え方、出されないんですか。懸念する、問題だ、懸念、影響、ならばどうするんだということですが、聞いているのは。同じです、これでは。私、聞いているんですから、懸念されていますねと言われても回答にはならないんですよ。どうなんですか、5つのうち、まとめて答弁をお願いします。進んだ回答。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。今回の答弁の中では、（1）から（5）まで考えられるような影響をお示しした上で、④に対して今後、先進地事例を参考にしながら対策を検討していくというようなお答えにしておりますけれども、これはまだ決定ではございませんが、今のところ考えておりますのは、こういった規制を行う際に景観面から規制

を行うか、あるいは土地利用の観点から規制を行うかというのは、いろんな考え方があると思うんですが、本町の場合は、開発指導要綱の中で開発についていろんな行政指導を行うこととしておりますので、一応その要綱のほうの改正を行いながら、まず1つは、太陽光発電施設、設定するとすれば、それに限らず自然エネルギー、再生エネルギー関係の発電施設というような捉え方になると思いますけれども、そういったものを設置する際には、議員のほうからは面積的な面での御指摘あったわけですが、これは発電出力自体を基準として届け出なり、そういったものを義務づけてはどうかという考えを持っておりますし、それから懸念事項の解消のためというところでは、先進地の事例を見てみますと、設置エリアのほうを面的に規制をかけているという部分がございますので、そういったものを参考にしながらやっていけば、より実効性のある対策というのは、指導の時点でとれるのではないかというようなところを今、考えているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひ規制といいますか、条例になりますか、その辺が出ましたら議会のほうにも示してもらえなと思っていますんですが、出力云々よりも、私は、総面積の形で、やっぱりある程度の町との連絡取り合う場合の決め方としては、面積のほうが一番、私たちは土地の立場から土地をどう守るか、どう保全するかという視点から話ししているので、出力が弱ければおのずから面積が広がってくるというふうなこともあるんで、どちらかといえば面積のほうでひとつ頑張ってもらいたいと思うんですが、ぜひいろいろな状況が出ましたらひとつお示しいただきたいと思います。

特に今回有害性については、町当局も必ずしも問題ないとは言っていないわけなんですね。太陽光パネルの有害性、反射光、発熱など健康への影響について、特に健康への影響についてということでは、町内では事例はないが注意すべき事項として認識しているということで、そういう点で健康的な問題についても、私がわからない、少ない知識の中でこの有害のことを話ししてもかえっていろいろな問題を大きくさせることも考えられますので、町として有害性についてももっともっと調査を進めて、その辺を未然に防ぐ対策も講じる必要があると思うんです。特に何々の問題というよりも、やはり15年後、20年後にこれがごみになった場合の処理がかなりいろいろな角度から心配されているわけなんです、その場合に、私たちの先日の契約書でも企業がちゃんとした処理をする

ということで契約しておりますが、その企業があくまでその段階で20年後に存在すればの話で、今、激動の時代の中で20年後のことがどこまで読めるかと考えた場合に、町としては、その辺の何らかの形で既に町との協議済みということで、開発指導ということでの何らかの20年後の、いわゆるごみになったもの、使えなくなったものに対する処理については話し合いを深めていると思うんですが、どのような協議をされて、多分許可するということは心配なしということに至ったと思うんですが、その辺のいきさつについて少し説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。町と賃貸契約締結した事業者さんのことと思われませんが、その辺のところについては、やはり事業者さんの規模も大きいということも一つございますけれども、あとは資金収支の計画の中でその処分費用のほうが適切に計上されているかどうか、その辺を確認しながら判断していくことになるんだろうと思いますが、それはその業者に限ったことではございません。今後、決めていく規制の中でその辺についてどういう配慮がされているのか。また、先般、環境省のほうからソーラーパネルの廃棄に関するガイドラインのほうが発されたところでございますけれども、そういったものについてその事業者のほうで把握しているのか、その辺のところも協議、指導の中で確認ができるような方向で考えてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これは物によっては15年しかもたないんでないかというふうに出ていますが、いわゆる個人で設置しよう、あるいは面積が少ない多い関係なく耐用年数があるわけですから、そうした場合に、今、太陽の光、さんさんと浴びてすばらしい大郷になっているんですが、15年後、20年後にそれがごみの山に化するようなことがないように、これこそ自然エネルギーの力に我々は魅力を感じながら、一方でそういう問題についても厳しく対応する町の姿勢が問われてくると思うんで、ひとついろいろ今、差し当たって農地の有効活用できないからということで太陽パネルに貸してかなりの収益をもらうという今の利益もあるでしょうが、しかし、そういう将来的なことを見据えて指導するのが、これはほかならない行政ではないかと思うんですね。ぜひそういう点では評価しながらも、一方でこういうこともあるんだよということで町の指導もぜひ深めてほしいと思うんですが、そんな中で町が中心になって今回やろ

うとしている、いわゆる仮称大郷太陽光発電所の設置運営ということが前に去年の11月25日の全協で示されてから半年、もはや1年になるんだか、七、八カ月なるわけですね。どのようにこれは進んでいるんですか。これは企業のいろいろな関係があるからあまり公にしないということでしたんですが、やはり住民にわかってもらって住民の理解の中でこれ進めないと、もし何かあった場合に町自身が町の収入になるからといって、町民の利益になるよということでこれは企業秘密だからちょっと公にしないでくださいということ、私もちょっと自然エネルギーだから守るかなということ考えてみたんですが、考えてみると、何もそんなにいいものをみんなに理解してもらえばいいわけですから、どのようにこの辺の、いわゆる地域の協議も含めて進められているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。当該事業につきましては、事業の実施の最終判断をこの6月をめどに行うこととされておりまして、その際に町のほうに御報告いただくことになっておりますが、それについてはまだ御報告いただいておりますので、その辺の最終的な事業の実施についての調整作業、確認作業を業者のほうにおきまして行っているものというふうに認識しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町として、幾ら町の土地でも、さっき言った、いわゆる1,000平米も超えるあれですから、ましてやこれでは70ヘクタールですね、そうした場合に、あの辺の地域周辺に人、少なくとも、やっぱり地域ですから、例えばあそこですと西部というんですか、あの辺の地域の方々なり、大松沢全体も含めて、あるいは隣接の三本木、大崎市ですか、そういう方々への説明なりも当然求められていいのではないかと思うんですが、その辺、どうなっているか確認していないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。その件につきましては、この構想が示された当初より地区の説明会については行ってくれというふうをお願いをしておりますので、事業構想が固まった自体でその辺のところは調整するものというふうに認識しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 調整するというよりも、もっと町として強気で指導なさいということと言えないんだね、それは。ちゃんと業者のほうに、大松沢全体なり、あるいはあの辺の二、三の行政区なりに説明していきま

すということで何で胸を張って言えないんですか、業者に指導していませんなんて、町指導でしょう。

議長（石川良彦君） もう一回答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。調整指導しているということは、その辺のところの実施のほうについて、確約して必ずやってくれということを行っているという意味でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 難しく、ちゃんとやっていると、いいんだ、それで。

議長（石川良彦君） 行政用語でお話ししたようであります。

12番（千葉勇治君） 私、あまり行政なれない。

ぜひそういうことで、今後もこの太陽光パネルについては、やっぱり地域の方々に、さっきいろいろ今回の議会以前から考えたことだと思うんですが、地域の方々との合意形成を図る中で、やはりこの太陽光発電のよさ、あるいは課題なども膝を交えた中で説明していれば、将来的にわたってそれはある程度の理解が得られた中での私は合意形成というのは大事だと思うので、ぜひそのように、今約束されたように普通の面積を決めて進めてほしいと思います。

次に、町道山中希望の丘線について触れておきたいと思います。これまでの説明の中で、さっき質問もしましたが、説明会は既に地権者と区長、両区長ですね、長崎の区長さんと中村の区長さんに同意をもらったと。この同意は今回初めてもらったんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。平成26年に説明会を実施しておりましてその際に同意はいただいておりますが、今回詳細設計が出てきましたので、それに基づきまして関係者の皆様に御説明を申し上げ、確認をいただいた次第でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 関係者というのは、土地売る方、お聞きしますが、区長さん方は区民の代表でしょうから区長さん方の答えは区民の声だと聞いたと思うんですが、しからば中村区は区長さんを中心にこのことについて説明会した経過があったかどうか、長崎区は、区長さんを中心に区民が集まって、皆さん方でこの道路について議論を深めて区長が意見を持ってきているのか、その辺、確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。それぞれの区長さんの立場

で地域の意見として持ってきたものではございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長にお聞きしたいんですが、前の質問でも、町長は地域の一番利用するであろう方々の説明会をして、その後に地区懇談会で周知徹底を図っていくという説明をされました。その約束、どうなったんですか、地域の説明会。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） この地区懇談会で説明をしながら御理解いただいてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ならば、何で地区懇談会で最後のほうになるんですか、羽生が一番で。しからば、最低でも地区懇談会は長崎なり中村、丸山なりが最初で、ましてや今回の地区懇談会の計画を見ていると、長崎と丸山が一つになって長崎の公民館でやると。それこそ、それ一番にやるべきじゃないんですか。それを外堀を埋めてというか、ほかの地域歩いたら異常なかったから、あとはあんただけだと、あとはあんたらが云々ということにはならないと思うんですが、やり方としては、私は地権者よりも区長さん、2人の区長さんよりも地域の方々がこの道路についてどう必要なのか、それこそ一番、今回の道路をつくるに当たっての大きな私は調査しなくてはならない町の姿勢ではないかと思うんですね、町長、どう思いますか、その考え方については。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 地区懇談会という大きなタイトルの中でそれぞれ項目がございます。そうした中で、行政順にやるのが一番偏りもしなくバランスのとれた進め方かなと思っているところでありまして、いずれにいたしましても、今回1区、羽生からですか、スタートしていくということで計画を立てたわけでありまして、あえて外堀を埋めるとか、そのようなことは全く思っておりませんので、しっかりと説明をしながら進めてまいりたいと思います。

地域の説明会、私、そのような答弁したかどうか、ちょっと思い出しながらいるわけでありましてけれども、いずれにいたしましても、しないと議員は今、おっしゃいましたけれども、しなかったことに対してさらにまた地区懇談会等で説明してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 一番大事なものは、何回も言いますが、この道路を使う、

一番使う方々の声なんですよ、必要だというのは。この道路をつくるに当たって冒頭に出たのは、山中団地の子供たちの学童児の足の安全確保を図るということが一番でした。町の説明では、前回の議会では8人だと。あとは旦原から希望の丘団地、あるいは新しく出る希望の丘団地の東側、40軒から1人ずつ出ても4人とか、片側大体百四十数人掛ける2ということで約300の数字を持ってきておりましたが、新しい田んぼを埋めなくてもいい方々がほとんどですよ、この利用する方々、そういう場合に、どうしてもこの道路を必要ということになれば、もっともって学童だけじゃなく地域、その隣接の長崎なり丸山の方々の声も聞くべきではないかというのがこれまでも何回も説明の中で、議論の中で深められた内容ではないかと思うんですよ。町長、このことについてはどうお考えですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 道路等につきましては、当然、丸山、長崎、中村の方々があの周辺道路が開通することによって利用するわけでありまして。しかし、子供たち8人であろうと5人であろうと10人であろうと、安全確保が第一でありました。そうした中で、そのほか防災面なりさまざまな道路、道路というのは全ていろんな運用というんですか、さまざまな利用がありますので、そうした中でまずもって第一には子供たちの安全確保ということで始まったわけであり、さらにはあの周辺、あのとおり通行どめ等々になりますので、防災面を含めまして、さらには町の形成づくりということで始まった事業でありますので、いずれにいたしましても、今後ともよろしく御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 理解できれば何もしつこく質問しないんです。理解されないからお聞きしているのです。前に350万円だか、30万円でしたっけ、通行量も含めた調査をするということで予算つけた経過があったね。あの後、どのような調査されてどのような結果が出たか出されないんですか、まだ見ていないんですが。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。27年9月17日に詳細設計のほうで道路交通量調査をしてございますので、こちらの資料について…。(「いつの調査」の声あり)平成27年9月17日でございます。(「その資料を」の声あり)

議長（石川良彦君） その資料を提出していただきますね。(「はい」の声あり)

提出は可能であります。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その資料に基づいて山中団地の子供、8人だということだったんですか。

議長（石川良彦君） その辺、確認。

12番（千葉勇治君） 前の課長が8人と言っているから。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 平成27年のたしか12月議会だったかと思いますが、人数につきましては、そのように8名という形で答弁したかと思いますが、再度、資料等、必要であれば、御提示したいと思います。（「それは27年の9月だ」の声あり）

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、今回座談会の中で町民が、今まで大分私、このことについて言っているんですが、問題は、最終的には町民の理解だということなので町長、持っていくと思うんですが、先ほど地権者と両区長には同意をもらったから得たものだというので、あとはいわゆる周知徹底を図っていくというようなことで臨むのか、やっぱりこの問題については、議会でもいろいろあったと皆さん、いかがなものですかということで問いかけるのはどうなんですか、その姿勢は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 議会では、はっきり言って意見書等々で事業を始めろいう意見をいただいております。しかし、それら等はいません。議会でこう言われたからこうしなきゃないんだということは、全く毛頭ないわけでありまして、いずれにいたしましても、しっかりとこの道路については、必要性を訴えながら町民の皆様方の理解を得るという運びで町政懇談会、さまざまな課題があるわけでありましてけれども、一つの課題として山中希望の丘線も提案しながら説明してまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 意見書で思い出したんですが、あの意見書、町長、よく読んでもらえばわかるんですが、あの意見書というのは、町民に納得をもらって初めてこれは進められる事業だよと。ですから、どういう経過があるのか、今言われたように、山中団地が8人しか子供いません。あるいは川から、いわゆる今の希望の丘からそちらがほとんどですと、こういうことの説明も含めてそれで理解をもらえたならばこれはつくるべきだということで、ただつくれでないんですよ。そこにはそういう意味

合いがあるんですからね。私もその委員会の中でその文章をつくった一人でございますが、そういう点で、議会からあの道路認められたから、委員会から認められたからということでいとも簡単に言っていますが、よく内容を見て精査してそういう発言は私は慎重にお願いしたいと思います。

それから、町長は今、私の質問に対して基本的にはもうあらゆる意見の中で、それは要らないということになれば、やめるということは言わないですよ、今ね。どうなんですか。多くの町民の中でそれは必要ないんだという声が出れば、当然、懇談会ですから懇談会の中で出た意見は尊重するというで理解していいんですね、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 懇談会で説明をして、そして、この事業を進めてまいりたいと、こう思っているところでございます。（「要らないというときは」の声あり）要らないという声は一部あるかないかわかりませんが、しっかりと理解いただけるように説明、懇談会をしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ということは、要らないという声が出ても、あるいはかなりの意見が要らないということ出た場合にも、それでももっともっと説明して、とにかくはいと言われるまでやっていくということですか。それというのはおかしいんでないの。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） どのような意見が出るかわかりませんが、いずれにしてもこの事業、進めてまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町民の声を大事にしながら事業を進めてほしいと思います。工事ありきではだめなんですね。その中で特にいろいろ町長は言っておりますが、今回、この予算は何にでも使えると言いながらも国で出している事業というのは、果たして中核都市、市街化形成の構想なり、あるいは災害防止の災害があった場合に道の確保なりということで国に出していますか、そのことについては。

議長（石川良彦君） 答弁願います。担当課長でいいね、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。その辺につきましては、資料等を確保して御説明申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 国に出した資料のさらなる内容について提出を求めたいと思います。議長、もう一度そのことについてお諮り願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 今日までの調査の部分で出しているものについて、提示をされたいと思います。よろしいですか。

12番（千葉勇治君） ありがとうございます。

あと7分で。教育長さんになるか、これは回答もらったんですが、実は石川、今の議長が質問した中で、これは27年の3月議会の中で3歳児保育について、教育長は「各種調査と制度設計が必要であり、今後、内部で検討させてほしい」と。町長は「3歳児教育も必要と思うが、施設の改良等の問題もあるので、今後、内部で検討させてほしい」ということで出ましたが、回答、まだ内部で検討なんです、一方で国は1億総活躍とか、あるいは落ちたとか何かいろいろ若いお母さん方が騒いでいますが、私は、ですから大郷町として急ぐ課題かどうかは別にして、せめて子供さん方をお持ちの若いお母さん方といいますか、保護者を対象としたアンケート等に答えるという形で、せめてアンケートをとって、今、町でこういうことも出ているがどう思うと、そういうこともひとつぜひ取り入れてほしいんです。

確かに一部では3歳で、例えば午前中で終わって午後から帰されたらどうするとかいろいろ問題はありますが、そういう考えられることも含めて出しながら、3歳児の保育についても検討する中でぜひみんなでお悩んでほしいなど。実際に松島でも利府でもよく具体的に出す隣接の自治体は、声があるからその声に応えるということでこの取り組みを始めているわけですよ。どこからも要求ないのをやっているわけでもないの、うちでもあるはずだと思うんです。ですから、そういう点で、声を聞いてください。声を聞いてその声に応える形で、そして、今、出たようにここでは施設の問題、いろいろな条件があるはずですよ。確かに前はおしめ云々、ただ資格は持っている方々、あるわけですから、それはそれでやる気になれば対応できると思うんです。それこそが定住化構想の中でいっぱいある柱の中の一つになると思うんです、町長。ぜひ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） まだ検討かと言われるかもしれませんが、この問題について石川議長に答弁いたしました。以来、3歳児についてさまざまどうしたらいいかということで対処をまいりました。

しかし、保育所もあのおりいっぱいあります。あの施設、どっちに増築したらいいか、これまた増築のできない状態になっております。あるいは海洋センター、運営方式ならどうだということもあったわけがあります。しかし、保育園のほうにも分園ではどうだということになったらさまざまな規制等々がございました。今、3歳児、早く帰さなきゃないという御意見もあるようでありますけれども、今、幼稚園も延長をやっておりますので、そうした中で保育園と同じ対応できるようなシステムで持っていくのには、はっきり言ってあの施設ではうまくないわけがあります。今の施設を保育所にするか、幼稚園にするか、あるいは新たに保育所を土地を取得して設置するか、今、そういうさまざまなもろもろの検討をしながら対処してまいりたいと。定住化を進めながらまちづくりをしている中で幼児に対する対応、しっかりと進めるように内部で協議をしているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほど希望の丘、山中線の町道建設について議論をしたわけですが、あの道路についても、かなりの補助額があろうにしても町からの一般財源の歳出もあるわけで、そういう点では、優先順位を考えた場合に、やはり私はこういう3歳児保育と道路を比較した場合に、当然のことながら、3歳保育のほうは今求められている要求に応える町の姿勢になるかと思うんです。そういう点で、ぜひ3歳児保育の実現に向けてもっともっと検討を深めてほしいんですが、若干時間がありますから、この間、1年と3カ月なるわけですから、どういう検討を深めて来られたんですか。ここに答弁出されるまでにどういう会議をやったか、何か委員会つくってやるとか、あるいは教育委員会と町がいろいろ会議したとか、その辺の回数なり経過について若干。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 内部等々でずっと今日まで話をしてまいりました。その中でさらに役場の庁舎の問題等々も今、話の中で出ております。今、プロジェクト委員会も……。町として今後、重点事業等々、あるいはさまざまな部分についてどのように今後進めていくかということで、今、プロジェクト委員会を立ち上げる準備をしております。いずれにいたしましても、さまざまな、ただそこに建てれば、計画なしに設置しても今後、いろいろな部分で支障を来しますので、そうした中で将来、後悔しないような進め方をしてまいりたいと思っておりますので若干時間をいただきながら、そして、具体化になった時点で議会の皆様方にお示しをしな

がら一緒に進めてまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、ぜひ検討を深めて対応できるようにお願いしたいと思うんです。これは教育の部署に、本来教育部門ですから聞けばいいところですが、やっぱり財的なことで施設の充実も含めて受け皿をどう充実させるかによってこちら側の姿勢も出てくると思うんですよ。こちらに幾ら聞いても理想的なことを語られたとしても、詰める器が狭いということに今の答弁聞いていますとなるんで、そういう点も含めて、今の器でやれることか、やれないかどうか、あるいは新たな何らかの形でそれを受け皿を構築できないかどうかぜひ検討を深めて、この1年の間に何とか次の町長の闘いの中ではそれが実現をするということでの報告を出せれば、かなり町民も喜ぶんでないかと思うんで、ぜひお願いしたいと思います。最後にもう一言。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。手身近に。

町長（赤間正幸君） いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、将来的に後悔しないように事業を進めてまいりたいと、こう思っております。

議長（石川良彦君） ここで10分間、休憩といたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時38分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番赤間茂幸議員。

1番（赤間茂幸君） それでは、通告に従いまして議員番号1番、まず大きく1点、安心・安全な防災体制の強化についてということで質問させていただきます。その中で2点について。

まず1点、役場機能が喪失した場合の対応について。熊本地震、東日本大震災のように災害等で役場がその機能を失った場合、直後の災害対策だけじゃなく、戸籍や住民登録等、行政の基本となる重要な情報を失い、その復旧には非常に困難を伴うことが明らかである。既に重要な情報のバックアップ体制を各市町村と連携していると思うが、町内にも本庁以外にいざという場合、拠点となる施設が必要であると思う。いずれも費用のかかることではあるが着実に整備しなければならないことだと思うので、町長は今後、どのように整備を進めようとお考えか伺う。

2点目、災害弱者への対応について。災害時に高齢者、乳幼児、障害者等、みずから避難できない、いわゆる災害弱者をどのように支援して

いくかというマニュアルが必要であると思う。

まず、本町では災害時の避難に支援が必要な方を把握されているのかどうか伺う。水害などでは、ただ避難の指示をするだけでは、家にいれば助かったのに避難しようとして逆に水に流されたり、避難途中で土砂崩れにあたりということもあり、特に災害弱者については十分に支援の措置をとらなければならないと思う。また、避難施設も一般の方々と違う、ある程度、整った施設でなければならないと思うが、避難支援の方針、避難施設の整備状況について伺う。以上であります。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 赤間茂幸議員の質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

1点目の役場機能が喪失した場合の対応について答弁をいたします。

平時、非常時を問わず、役場庁舎は町の拠点であります。大郷町地域防災計画に基づき非常時に備えた設備を整えております。

また、住民情報等の各種データはそれぞれシステム保守管理者に委託をしており、データのバックアップ体制は確立しております。さらに戸籍の副本データは法務省において管理をされております。

現庁舎は昭和54年5月に竣工し、平成20年度に耐震補強工事を行いました。東日本大震災では、大きな被害はなく現状に至っているところであります。

しかし、以前より住民サービスにおける庁舎の整備が望まれていることや電気、給排水、空調設備等の改修時期を迎えております。大郷町総合計画と大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策がスタートしましたので、各事業の進捗状況とあわせて財政計画を構築しながら、将来的には町の新たな市街地形成を視野に入れた移転建築を検討していかなければならないと考えております。

役場庁舎以外の公共施設等については、防災拠点や避難施設に位置づけをしておりますので、現状の維持管理を徹底してまいります。

次に、2番目の災害弱者への対応について答弁をいたします。

災害時における災害弱者の支援については、平成22年に災害時要援護者避難支援計画を策定し、その後、平成26年に災害対策基本法に基づき大郷町地域防災計画を策定をいたしました。その計画において風水害等、災害対策と地震災害対策の項目に要配慮者への対応及び支援があり、これに基づき高齢者や障害者等への援助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行えるよう体制を整備しております。

避難行動要支援者の把握については、地域防災計画に基づき要支援者名簿を整備しております。要支援者は平成28年4月現在で242名となっており、この名簿は各行政区、区長、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、黒川消防署へ提供し、情報伝達、避難支援、安否確認体制の整備を図っております。

また、必要に応じて福祉避難所の開設を黒川郡内の関係福祉施設11施設と連携して対応することにしております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1番（赤間茂幸君） それでは、再度質問いたします。

まず、防災拠点の整備ということで地域防災計画の中に第13節防災拠点等の整備という項目がありまして、そこに防災拠点の整備、あとは防災拠点機能の確保充実と書いてありますが、この防災計画そのものは大変細かく細部にわたって書いてあります。私自身、自衛隊生活36年、5年に1回ぐらいの災害派遣、水害、火災、地震、行っていないのは火山噴火ぐらいかなと思っているんですけども、その中で防災拠点、実際役場が潰れるということはまずあり得ないですけども、熊本の地震で役場の庁舎が2階部分ですか、潰れた役場もありました。震度7以上というのは、この防災計画の中に1回もないんですね、大郷町は。東日本大震災で6強、あと内陸で5強と、これにも書いているんですけども、その際、防災拠点というのは役場だけでなくいるんなどころに必要ななってくるなど。資材を置くところ、あとは災害派遣に来てくれる自衛隊の部隊の宿营地とかあると思うんです。

大郷町を考えたときにそういう施設があるのかなと。大和町だと大和総合運動公園の中に、大衡でしたら今でしたら大衡の公園とかあると思うんですけども、大郷町で考えますと、そういう部隊を置くような施設というのはちょっとないのかなと。だから、そういう置けるような公園などをつくって見たらどうなのかなと思うんです。町長、その辺、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。担当の課長から。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 答弁いたします。先ほどの町長の答弁に尽きるわけなんですけど、私のほうからは、災害対策本部の代替性の確保という項目があるんですけど、その考え方について若干お話をさせていただきたいと思っております。

災害現場での災害応急活動、これを迅速かつ円滑に行うために災害状況に応じて町内4つの地区にコミュニティ防災拠点を整備をするという

ような言葉が入っております。この内容につきましては、いわゆる本部機能、役場庁舎の代替施設ということではなくて、あくまでも先ほどお話しありました災害物資や資機資材の2次保管施設というふうに捉えております。

実は町のホームページにも掲載しておるんですが、大郷町の耐震改修促進計画、5月に公表しているんですが、この中でも本役場庁舎は基準を満たしていると、いわゆる建築基準法上、先ほど申した7以上にも耐えられる施設であるということから、この役場は頑丈な施設であるということでは認識しておるんですが、先ほど町長お話ししたとおり、骨組み以外のものが相当老朽化しているという状況でございます。

あわせて、本部機能を持つということは、人の配置やらさまざまな無停電装置とか自家発電装置、さまざまなもの、いわゆる情報、そういったものも全て兼ね備えたものということになりますので、そうしますと、役場自体のバックアップ体制を持った機能を持つということになります。それは一自治体でできることではございませんので、先ほど申した4つの地域、今現在指定しているのは、大谷東部地区ではふれあいセンター21、西部地区につきましては道の駅フラップおおさと、それから粕川地区については乳幼児総合教育施設、大松沢地区については大松沢社会教育センター、この4つの地区を、いわゆる代替性の確保という部分で位置づけをしております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1番（赤間茂幸君） 今、課長より答弁ありましたけれども、代用施設ですね、粕川地区に関して若干問題があるのかなと私は感じているんです。というのは、粕川地区は水害にちょっと弱いのかなとなったときに、水害の場合、粕川地区の住民、三十丁、土手崎、中粕川あたりの人たちは、どうしても水害のときは高台に逃げなきゃならないというときに、粕川小学校では……。〔「すくすくゆめの郷」の声あり〕ゆめの郷幼稚園、すみません。自分で今、勘違いしたんですけれども、あの近辺はどうしても水害に弱い地域になっちゃうんで高台に置いたほうがいいのかと感じています。

そういう観点から、大郷町の保育所が粕川地区にありますね。そうなったときに、先ほど町長、ちょっと答弁されましたが、あそこをもう少し広めるのか、また別なところに建てるのかというときに、やっぱり防災の面から見た場合、高台に建てたほうが、金にかかるけれどもよろしいんじゃないかなと私なりに思うんですけれども、その辺、どうお考え

でしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。先ほどお話ししたとおり、新たに代替施設の設備をつくるということは想定しておりませんので、あくまでも今ある施設の維持管理徹底、基準に満たした内容に整えることが重要かと思っております。

議長（石川良彦君） そこは狭いんだか、今現在狭いんだか何だか、少ないというか、器、小さいんじゃないかという質問もあったんですが。この間、水害あったときの状況等を踏まえながら。

総務課長（小畑正勝君） 現状、昨年の大雨の事例を踏まえますと、決して狭いという状況ではございませんので、それ以上のことを想定しろと言われれば、ちょっと考えづらいんですが、現状ではあのままで大丈夫だというふうに認識しております。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） 確かに防災拠点もそういう観点からすれば、大郷町は安心できるのかなと、今の答弁聞けば思いますけれども、もう1点、防災拠点というよりも去年12月ですか、もし災害で橋等が潰れて緊急ヘリポートの代替みたいなところも必要じゃないかと一般質問の中に入れたんですけれども、そのときにヘリポートはそのとき考えるということで終わったんですけれども、この防災計画の中に臨時ヘリポートは大郷総合運動公園1つだけなんですよね、計画の中では。となると、例えば大松沢地区、粕川地区、粕川大橋、大郷大橋、各河川にある橋が使えなかったときにはどういう輸送をまず考えられるかなと思ったときに、やっぱり緊急ヘリポートは粕川、大松沢地区に1カ所あってもいいのかなと考えるんですけれども、当然、大郷は川に挟まれている町なんで、大きく言うと鳴瀬川、吉田川が通っています。そうすると、どうしても橋が通れないという想定も考えられるのかなと思ったときに、緊急ヘリポート、もう一つぐらいあってもいいんじゃないかと考えるんですけれども、その辺、どうお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。その件につきましては、県の防災課と毎年協議しております。ことしの4月も協議にまいりまして、言われたとおり、大松沢地区については、現在、旧大松沢中学校の校庭跡地、そこをしております。こちらのほうについては旧大郷牧場跡地、その2カ所、それから総合運動場の計3カ所を県のほうにそういう施設だ

ということで報告をしております。以上です。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） ちょっと勉強不足ですみませんでした。ただ、日々、その辺はやってもらえればいいのかなど。これで書いていなかったのにちょっと質問させていただきました。

あと、質問内容、2項目めのほうに移ります。私の場合、災害弱者ということでうたっていますけれども、この防災計画のほうでは要配慮者との対応ということで、高齢者とか障害者等への対応ということで細かくうたっています。その中で、最後は、配慮者自身の構えということで、自分でできるところはやっておくようなことは書いてあるんですけども、実際防災訓練、そういう人たちの防災訓練というのはなかなかできないんだろうとは思いますが、いわゆる計画はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。要介護者、要支援者を対象としたものはございませんが、これはやるとすれば、相当ハードルが高いと思われるので、役所用語でいうと、検討するという言葉しか出ないんですが、検討するにも非常に難しい現状であるということだと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 避難訓練とかで一部対象にして可能だと思うんだけど、どうなんですか、総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 要するに要支援者独自では当然動けませんので、その方々をサポートする方々も踏まえて訓練をしなければいけないと。そうしますと、サポートしてくれる方々をまず訓練していかなければならないということから、今のところ、ちょっと想定しておりませんので今後、想定しなきゃならない事由と理解しております。以上です。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） この防災計画の資料1の中に、避難、支援計画というものがあって再度書いています。自主共生とか、みずからの安全はみずから守る、地域の安全は地域のみんなで守るといったようなことが書いてあって、計画の基本方針なんぞなるほどなと思います。確かに長崎地区、私も分館もやっているんですけども、年に1回、防災訓練という名目は打っていません。けれども、消火訓練、あと自炊をやって防災訓練に充てているような地域もありますし、やっていない地域もあると聞いていますけれども、役場の中で職員が震度5弱になったときは災害本部を

立ち上げると。震度3の場合は課長、あとは所要の人員が集まるというようなゼロ計画、1号計画、2号計画とうたってあります。前回それわからず質問したときに、ありますよと言われたんですけども、あるのはわかるんですけども、年1回、もしくはそういう、自衛隊でいったときに災害派遣準備訓練ということで年に1回、訓練するんです、非常講習かけられて。役場の場合は去年ですか、水害の場合は実践を経験されたのかなど。5年前に再地震で今いる課長さんたちは実践を経験しているんで大丈夫だとは思いますが、若くして入ってきて5年、地震起きてから5年になるんですけども、そういう人たちが結局災害の場合、どのような指導をして、例えばそういう訓練をやっているのかなというところを聞きたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。確かにことし入った職員については、まだ経験がないわけですから、これから我々が指導していかなきゃならないと考えております。

なお、職員研修の一環で自衛隊のほうに研修をさせております、若手職員。そういった面も踏まえまして対応しているんですが、いわゆる特に若手ということになれば、年1回の防災訓練に実施訓練、それから各課長が災害時にはこうなるんだということを徹底しておりますので、今のところ、問題はないかと思われませんが、なお一層、徹底していきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1番（赤間茂幸君） なお一層の訓練、もしくは教育を実施してもらいたいと思います。

あと、ちょっと福祉関係のほうで弱者ということでありまして、先ほど災害時、福祉関係の施設に避難するとかある場合、その避難経路等はそこの福祉関係、あとはそこの施設の車が来て避難誘導したりするとは思いますが、その経路というのは職員の方、課長あたりは把握されているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは、ちょっとまごついて大変申しわけございませんが、要支援者の災害の避難路の特定ということなんですが、それは各地域で特定をしていただくということにしております。役場自体でここを通りなさいということまでは行き届いておらないというのが実態でございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員、施設というお話、今言いましたが、そのやっではない、基本的に。施設に入っている方、施設にいる方については施設の車とかで誘導あるいは避難ということはあり得ますが、自宅にいる場合については、今言われたとおり、その地域地域の事情でやっているということで、町として把握していないということで御理解願いたいと思います。

1 番（赤間茂幸君） わかりました。

あと、ちょっと災害に関連している話なので教育関係のほうで質問したいなど。震災で一時こちらに帰ってきたときに、例えば熊本のほうに結婚しました。熊本で被災しました。一時こちらに帰ってきて1カ月ぐらい例えばいるときに、子供さんが小学生、中学生が学校に行きたいと言った場合、住所を変更することなく学校に通えるのかというところをお聞きしたいなと思ってお伺いします。

議長（石川良彦君） 通告にないですが、現実経験済みなものだからその辺について答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。平成25年に既に大郷町立学校の区域外就学に関する取り扱い要綱というのが定められてありまして、いろんなケースに応じて区域外の子供を受け入れていいという、そういう規程をもう既に作成してございます。

それで、本年の4月18日、熊本地震における被災地域の児童・生徒の就学機会の確保等ということについて、文部科学省の中等教育局長のほうから通達が来まして、あらゆる必要な支援、指導、そういったものをお願いしますということになってございます。ですから、安心して大郷町でも引き受けられる体制になっております。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） どうもありがとうございます。一般質問にないことを質問してしまいまして、どうもすみません。

ますますこれからどういう災害が起きるかわかりませんので、災害のそういう準備、意識ですか、災害に対する準備をしっかりともらって、安心・安全なまちづくりのために頑張っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で本日の一般質問を終わります。